

安心のゴールキーパーでありたい。



すまいの保険

すまいの安心を守る。

家族が安心して暮らす
すまいだからこそ
わかりやすく確実な保険でありたい。
すまいのリスクにあわせて契約プランや
オプションの特約をお選びください。



GK すまいの保険で、 すまいを取り巻くリスクに備えましょう。

「すまいや家財の保険は、火災になったときのことを考えておけば良いのではないですか？」

いいえ、それだけでは十分とはいえません。

すまいを取り巻くリスクは、火災以外にもたくさんあります。

GK すまいの保険で補償される事故

6

自動車の飛び込みや
不注意などによる

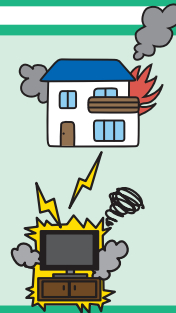
**破損、
汚損等**



1

失火やもらい火による

**火災、
落雷、
ガス爆発などの
破裂・爆発**



2

ひょう
**風災、雹災、
雪災**

による窓ガラスや
屋根の破損



5

台風や集中豪雨に伴う
川の氾濫などによる

水災



4

泥棒に窓ガラスを割られた
などの損害や家財の

盗難



3

給排水設備に発生した
事故などによる

水ぬれ



あなたの大切なすまいは、
主に**6つのリスク**に
取り巻かれています。

しっかりと備えておきたいものです。

地震のリスクもお忘れなく！

地震保険

(原則自動セット)

「GK すまいの保険」とあわせてご契約いただけます



地震による
火災



地震による
倒壊



津波による
流失



地震による
損壊

詳しくは、9ページをご参照ください。

お客さまのリスクに応じて
お選びいただけます

オプション の特約

詳しくは、12～21ページをご参照ください。

右上に「動画でCheck」と表示されているページでは2次元コードを読み取ると、説明動画が流れます。

動画でCheck

この2次元コードを読み取ると説明動画が流れます。



商品のご案内

当社ではお客さまのライフスタイルに応じた商品ラインアップをご用意しています。

「GK すまいの保険 グランド」は「GK すまいの保険」のサービスをより充実させた火災保険です。

詳しくは「GK すまいの保険 グランドのご案内」をご参照ください。

※本パンフレットにおいて特別な記載がない限り、「GK すまいの保険」には、「GK すまいの保険 グランド」も含まれます。

※「GK すまいの保険 グランド」では保険契約者・記名被保険者は個人に限ります。

GK すまいの保険



GK すまいの保険
グランド



家族Eye(親族連絡先制度)

保険契約者が、親族の同意を得たうえで、この保険契約に関する緊急連絡先として親族1名を登録する制度です。保険期間の途中でもご登録いただけます。

どんな時に役に立つの?

- ご登録いただいた親族(以下、「連絡先親族」といいます。)から、保険契約者の契約情報に関してお問合わせいただいた場合、証券番号の確認および本人確認を行ったうえで、契約情報をお答えします。
- 保険契約者と連絡が取れない等の緊急時に、当社または代理店・扱者から、連絡先親族へご連絡します。

このような方にぴったりな制度です。

(例)・自分自身に何かあった際の不安を解消するために、遠方に住む子どもや親族を緊急連絡先としたい、というご高齢の方

・両親が高齢であり、万一の際には自分がサポートしたい、保険に関することで両親と連絡が取れない場合は代理店・扱者または保険会社から直接連絡がほしい、という方

※家族Eye(親族連絡先制度)の登録方法や詳細については、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。



このパンフレットの内容

ご契約の際にお選びください

6つの手順に従い、補償内容をご理解いただいたうえで、ぴったりの補償をお選びください。

- 手順1 保険の対象をお選びください。…………… P.3
- 手順2 契約プランをお選びください。…………… P.5
- 手順3 保険金額と免責金額をお決めください。…………… P.7
- 手順4 地震保険への加入をおすすめします。…………… P.9
- 手順5 オプションの特約をお選びください。…………… P.12
自動セット特約をご確認ください。
- 手順6 保険期間をお選びください。…………… P.22

ご契約の際に知っておいていただきたいこと

- 1 ご契約時の確認事項 …………… P.25
- 2 暮らしのQQ隊 …………… P.25
- 3 ご契約が満期を迎えるときのご案内 …………… P.26
- 4 eco保険証券とWeb約款のご案内 …………… P.26
- 用語のご説明 …………… 裏表紙
- ご注意いただきたい事項 …………… 裏表紙

オプションの特約等のご案内

事故の際に必要なと なるさまざまな費用 に備える特約	事故時諸費用特約 自動セット 12ページ	防犯対策費用特約 自動セット 13ページ	特別費用保険金特約 自動セット 13ページ	災害緊急 費用特約 12ページ
	バルコニー等専用使用部分修繕費用特約 自動セット 13ページ	地震火災費用特約 自動セット 14ページ	弁護士費用 特約 14ページ	失火見舞費用特約/ 類焼損害・失火見舞費用特約 15ページ
建物や家財の補償を さらに充実させる特約	居住用建物 電氣的・機械的事故特約 16ページ	特定機械設備 水災補償特約 16ページ	自宅外 家財特約 17ページ	屋外明記 物件特約 17ページ
賠償事故に備える 特約	日常生活 賠償特約 18ページ	受託物 賠償特約 18ページ	借家賠償・ 修理費用特約 19ページ	
賃貸建物オーナーの リスクに備える特約	賃貸建物所有者賠償 (示談代行なし) 特約 19ページ	マンション 居住者包括賠償特約 19ページ	家賃収入特約 20ページ	家主費用特約 20ページ
支払条件等を変更する 特約	風災・雪災・雪災支払条件変更 (20万円以上事故補償) 特約 21ページ	水災支払限度額 特約 21ページ		

手順 1

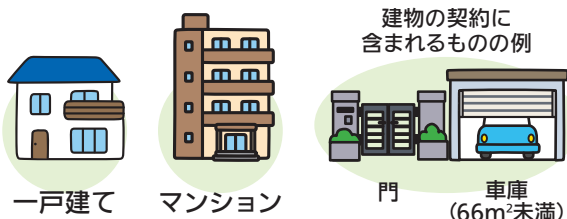
保険の対象

リスクに備えるため保険の対象をお選びください。

保険の対象

① 建物^(注1)

一戸建てまたは
マンション等の共同住宅



② 家財^(注2)

家具、家電製品、衣類等



オススメ

③ 建物^(注1)と家財^(注2)の両方

(注1) 居住用の建物に限ります。建物のみのご契約では、家財は保険の対象に含まれません。また、建物の基礎、門・塀・垣、延床面積が66m²未満の付属建物(物置、車庫等)は、ご契約時に含めない旨のお申出がない限り、保険の対象に含まれます。

(注2) 保険の対象となる家財は、保険申込書記載の建物がある敷地内に収容されるものに限ります。

家財を保険の対象とする場合でも、次のものは保険の対象に含まれないため、これらに発生した損害は補償されません^(注)。

- 自動車、バイク(総排気量125cc以下の原動機付自転車を除きます。)
- 動物および植物等の生物
- 通貨、小切手、有価証券、印紙、切手、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、乗車券等
- 証書(運転免許証、パスポートを含みます。)、帳簿、稿本、設計書、図案、プログラム、データ等

(注)通貨、小切手、印紙、切手、預貯金証書および乗車券等については、盗難による損害が発生した場合に限り、保険の対象として取り扱います。詳細は、8ページ(1)【家財の場合】(注)②③をご参照ください。また、破損、汚損等の事故の場合、ほかにも補償されない家財があります。詳細は6ページ契約プランの「保険金をお支払いしない主な場合②」をご参照ください。

建物の保険をご検討の方へ…家財の保険もお忘れなく

理由
その1

家具や家電製品、衣類等の財産を
補償するのは**家財の保険**です。



建物の保険に加入していれば、建物に
収容される家財も、補償されると思って
いたのに。



建物と家財の両方を
保険の対象とした場合

建物

家財



建物のみを保険の対象と
した場合

建物

家財



理由
その2

万が一の際に家財を一度に買いそろえ
ると、思った以上に高額になります。



私と夫、小学3年生と1年生の子ども
の4人家族です。そんなに家財は持っ
ていないと思うのですが。



家財には、**家具類、衣類、寝具類、家電製品をはじめ、歯ブラシや
茶わんに至るまで、さまざまなものがあります。**



たとえば、4人家族(ご世帯主の年齢40才)の場合、
標準的な家財の再調達価額は、
1,400万円にもなります。
(2021年1月時点)



家財の保険金額の設定方法については、7ページをご参照ください。

ぜひ、この機会に家財の保険へのご加入も検討ください。

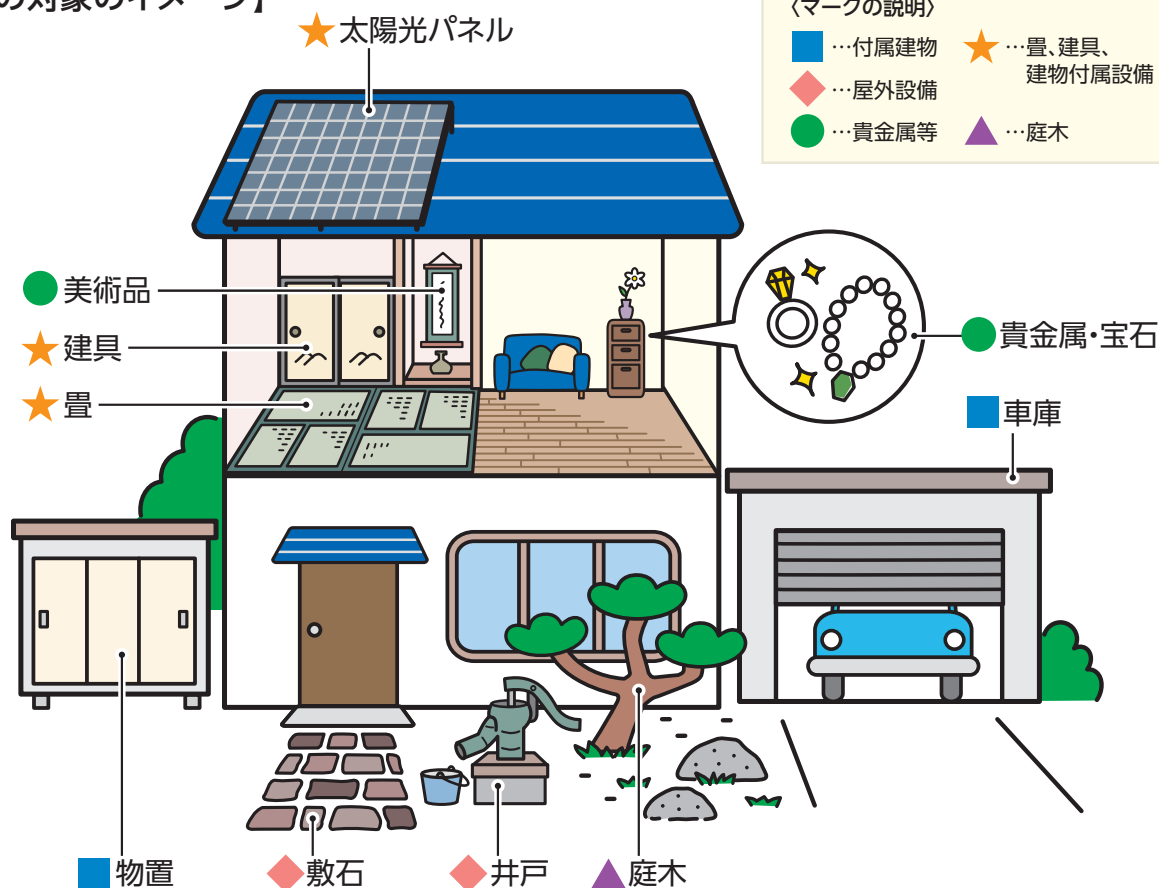
保険の対象に含まれるもの

※保険申込書記載の建物が所在する敷地内に設置または収容されるものに限り、保険の対象に含まれます。

保険の対象		ご注意ください
■ 付属建物 (物置、車庫等) 	延床面積 66㎡未満	ご契約時に含めない旨のお申出がない限り、建物契約の保険の対象に含まれます。
	延床面積 66㎡以上	保険の対象に含める場合は、「屋外明記物件特約」をセットしていただく必要があります。 「屋外明記物件特約」をセットしない場合は、保険の対象に含まれません。 17ページ参照 屋外明記物件特約
◆ 屋外設備 (井戸、側溝、敷石等) 		建物契約の保険の対象に含まれます。1回の事故につき敷地内一括で庭木とあわせて100万円を損害保険金の限度とします。なお、他の保険の対象の損害とあわせて、1回の事故につき建物保険金額を損害保険金の限度とします。 屋外設備の100万円を超える損害についての補償を希望される場合は「屋外明記物件特約」をセットしていただく必要があります。 8ページ参照 (1)【建物の場合】 17ページ参照 屋外明記物件特約
● 貴金属等 (貴金属、宝石、美術品等) 		家財契約の保険の対象に含まれます。1個または1組について100万円または家財保険金額のいずれか低い額を損害保険金の限度とします。なお、他の保険の対象の損害とあわせて、1回の事故につき家財保険金額を損害保険金の限度とします。 貴金属等の100万円を超える損害についての補償を希望される場合は「家財明記物件特約」をセットしていただく必要があります。 8ページ参照 (1)【家財の場合】 17ページ参照 家財明記物件特約
★ 畳、建具、建物付属設備 		建物契約の保険の対象に含まれます。 ただし、家財のみを保険の対象とするご契約の場合、記名被保険者または記名被保険者の親族が所有する畳、建具、建物付属設備は、その所有者と建物の所有者が異なる場合に限り、家財契約の保険の対象に含まれます。
▲ 庭木 		建物契約の保険の対象に含まれます。1回の事故につき敷地内一括で屋外設備とあわせて100万円を損害保険金の限度とします。なお、他の保険の対象の損害とあわせて、1回の事故につき建物保険金額を損害保険金の限度とします。同一の事故により保険申込書記載の建物も損害を受け7日以内に枯死した場合のみ保険金をお支払いします。 8ページ参照 (1)【建物の場合】

延床面積が66㎡以上の物置、車庫等の付属建物、および100万円を超える屋外設備、貴金属等の補償をご希望の場合は、特約をセットしていただく必要があります。

【保険の対象のイメージ】



手順2

契約プラン

リスクに対応した契約プランをお選びください。

保険金をお支払いする主な場合

表の「○：補償されます（保険金をお支払いする事故）」に該当する事故によって、保険の対象とした建物または家財に発生した損害に対して、損害保険金をお支払いします。お支払いする保険金の額は8ページをご参照ください。

契約プラン			○：補償されます（保険金をお支払いする事故） ×：補償されません			
保険金をお支払いする事故		建物の例	家財の例	フルサポート プラン	セレクト プラン (破損汚損なし)	セレクト プラン (水災なし) (注1)
1	火災、落雷、破裂・爆発 火災（消防活動による水ぬれを含みます。）、落雷または破裂・爆発（気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象）をいいます。	 火災により建物が焼失した	 落雷により家電製品がこわれた	○	○	○
2	風災、雹災、雪災 台風、旋風、竜巻、暴風等による風災（洪水、高潮等を除きます。）、雹災または豪雪、雪崩等の雪災（融雪洪水等を除きます。）をいいます（吹込みまたは雨漏り等による損害を除きます。）。	 台風や雹で窓ガラスが割れ建物に損害を受けた	 台風や雹で窓ガラスが割れ家財に損害を受けた	(注2)	(注2)	(注2)
3	水ぬれ 給排水設備の破損もしくは詰まりにより発生した漏水、放水等または他人の戸室で発生した漏水、放水等による水ぬれをいいます（給排水設備自体に発生した破損等は6の事故になります。）。	 給排水設備の破損により部屋が水びたしになった	 マンション上階からの水漏れにより、家財が水びたしになった	○	○	○
4	盗難 強盗、窃盗またはこれらの未遂をいい、盗難に伴い保険の対象に発生した損傷または汚損等の損害を含みます。	 泥棒により窓ガラスが割られた	 泥棒により現金や家財が盗まれた	○	○	○
5	水災 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって、床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が発生した場合、または再調達価額の30%以上の損害が発生した場合をいいます。	 大雨による洪水で床上浸水し、建物に損害を受けた	 大雨による土砂崩れで床上浸水し、家財に損害を受けた	(注3)	(注3)	×
6	破損、汚損等 不測かつ突発的な事故をいいます。ただし、1から4までの事故または台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって損害を被る事故を除きます。	 自動車が飛び込んできて、建物や家具がこわれた	 誤ってコーヒーをこぼして、パソコンや液晶テレビがこわれてしまった	○	×	○
安心のサービス				セット されます	セット されません	セット されます
GK すまいの保険 暮らしのQQ隊（水まわりQQサービス・カギあけQQサービス） 詳しくは25ページをご参照ください。						
GK すまいの保険 グランド グランドセレクトサービス 詳しくは「GK すまいの保険 グランドのご案内」をご参照ください。						

地震保険

※GK すまいの保険では、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害は補償されません。

地震 リスク



地震による火災で建物
が焼失した



地震で建物・
家財が損壊
した



地震による
津波で建物
が流された

上表に記載された契約プラン以外に、「セレクト（水災、破損汚損なし）プラン」^(注1)（1～4のリスクが補償されます。）および「エコノミープラン」^(注1)（1～2のリスクが補償されます。）があります。これらのプランには暮らしのQQ隊はセットされません。

GK すまいの保険 グランドの場合、「フルサポートプラン」および「セレクト（水災なし）プラン」^(注1)のみご選択いただけます。

※保険の対象が建物のみの場合、家財の損害は補償されません。また、保険の対象が家財のみの場合、建物の損害は補償されません。

(注1) 保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が共同住宅の場合にご選択いただけます。

(注2) 風災、雹災、雪災について、特約をセットすることにより損害の額が20万円以上の場合のみ補償することもできます。

21ページ参照 風災・雹災・雪災支払条件変更（20万円以上事故補償）特約

(注3) 水災による損害について、特約をセットすることにより保険金額に30%または10%を乗じた額を限度額として損害保険金をお支払いすることもできます。

21ページ参照 水災支払限度額特約

動画でCheck

この2次元コードを読み取ると説明動画が流れます。
「契約プラン」



手順1

保険の対象

⚠ 保険金をお支払いしない主な場合

①以下のいずれかに該当する損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- 保険の対象の自然の消耗、劣化、性質による変色、さび、かび、腐敗、ひび割れ、はがれ、発酵、自然発熱、ねずみ食い、虫食い等によってその部分に発生した損害(注1)
- 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みや漏入による損害(注2)
- 保険の対象の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(落書きを含みます。)であって、保険の対象の機能の喪失または低下を伴わない損害
- 置き忘れまたは紛失による損害
- 建物が所在する敷地外にある家財に発生した事故による損害
- 保険の対象の欠陥によってその部分に発生した損害
- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失等による損害
- 被保険者と同居の親族または保険の対象の使用もしくは管理を委託された者の故意による損害
- 地震・噴火またはこれらによる津波によって発生した損害(火元の発生原因を問わず、地震によって延焼・拡大した損害等を含みます。)
- 核燃料物質等による事故、放射能汚染によって発生した損害

等

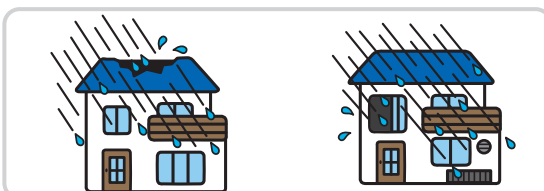
(注1)

台風の後…



(例) 老朽化し、自然に壊れた場合。
または、もともと老朽化していた箇所が、台風の際に壊れた場合。

(注2)



(例) 屋根がもともと劣化しており、台風の際に雨水が吹き込んだ場合。

(例) 開けっ放しの窓や、換気口等から雨水が吹き込んだ場合。



室内に雨漏り

手順2

契約プラン

手順3

免 保
責 険
金 金
額 額
と

手順4

地震保険

手順5

オプションの特約
自動セット特約

手順6

保険期間と
保険料の払込方法

ご契約の際に知って
おいていただきたいこと

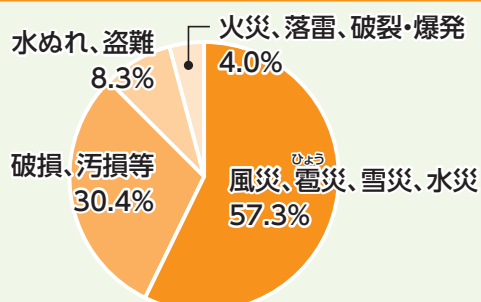
②「**6** 破損、汚損等」については、①の損害のほか以下のいずれかに該当する損害に対しても、保険金をお支払いしません。

- 電氣的・機械的事故によって発生した損害
- 電球、蛍光灯、ブラウン管等の管球類のみに発生した損害
- 次の家財に発生した損害
 - ・船舶、航空機
 - ・無人機・ラジコン
 - ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器およびこれらの付属品
 - ・眼鏡、コンタクトレンズ・補聴器・義歯・義肢等の身体補助器具
- 保険の対象に対する加工・修理等の作業上の過失または技術の拙劣によってその部分に発生した損害
- 詐欺または横領によって発生した損害
- 楽器の弦の切断、打皮の破損、音色の変化

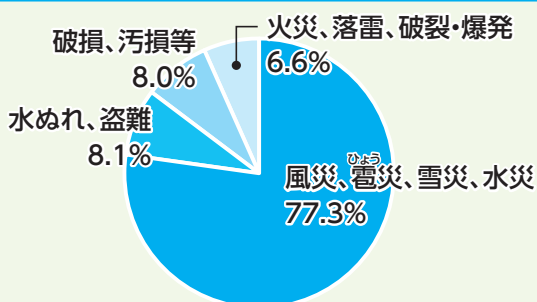
等

参考データ ※「GK すまいの保険」の2017年～2019年度当社支払実績に基づいた数値です。

お支払件数の割合



お支払金額の割合

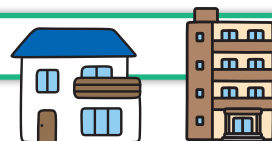


手順3

保険金額と免責金額

保険の対象に応じて保険金額と免責金額をお決めください。

保険金額の設定方法



建物と家財について、保険金額をお決めください。

※地震保険の保険金額の設定方法は、取扱いが異なります。詳しくは9ページをご参照ください。

(1) 建物の場合(建物保険金額設定上限額方式)

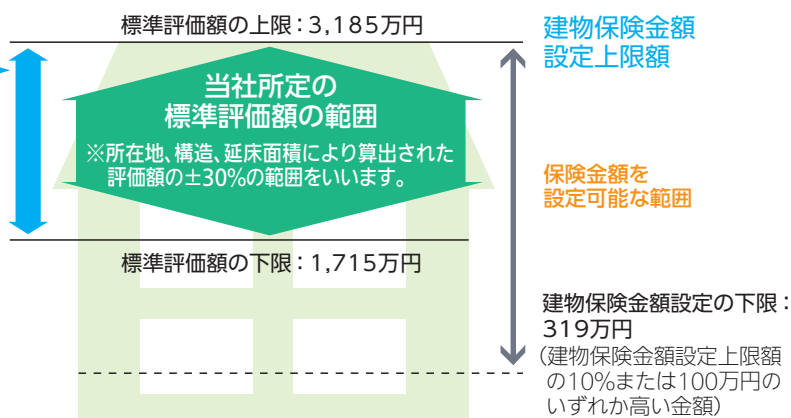
建物保険金額は当社が定める建物の標準評価額の上限(建物保険金額設定上限額)^(注)以下とし、100万円以上1万円単位でお決めください。ただし、建物保険金額設定上限額の10%が下限となります。

(注) 標準評価額の上限を超える評価額(個別評価額)の根拠をご提示いただいた場合には、建物保険金額設定上限額を、その個別評価額に変更することも可能です。なお、その個別評価額が標準評価額の上限の1.5倍を超える場合には、根拠資料(不動産売買契約書(写)や工事請負契約書(写)等)のご提出が必要となります。

【建物の標準評価額と建物保険金額の設定について(例)】

標準評価額の範囲内での
保険金額設定をおすすめします！

- 標準評価額(例)の算出条件(2021年1月時点)
 - ・所在地：神奈川県
 - ・構造：T構造(耐火)
 - ・延床面積：100㎡
 - ・1㎡当たり新築費単価：24.5万円
- 標準評価額(当社所定の標準評価額の中点)
 $= 24.5\text{万円} \times 100\text{㎡} = 2,450\text{万円}$
 標準評価額の上限(+30%)
 $= 24.5\text{万円} \times 100\text{㎡} \times 130\% = 3,185\text{万円}$
 標準評価額の下限(-30%)
 $= 24.5\text{万円} \times 100\text{㎡} \times 70\% = 1,715\text{万円}$



●建物保険金額の設定につきましては、次の点にご注意ください。

- ① 標準評価額は、再調達価額を基準として算出されます。事故が発生した場合に十分な補償を受けられるよう、標準評価額の範囲内でのご契約をおすすめします。
- ② 建物の基礎、門・塀・垣、付属建物(延床面積が66㎡未満の物置・車庫等)は、ご契約時に含めない旨のお申出がない限り、保険の対象に含まれます。保険の対象に含めない場合は、標準評価額が変更となります(マンション戸室の場合を除きます。)
- ③ 同一の建物について複数のご契約をされると、ご契約を1つにした場合に比べ、保険料が割高となることがありますのでご注意ください。

(2) 家財の場合

家財保険金額は再調達価額以下とし、50万円以上1万円単位でお決めください。

(ご参考) 標準世帯における家財の評価額(再調達価額)の目安(2021年1月時点)

右記の評価額を参考にして、保険金額を設定してください。

家族構成 世帯主の年齢	夫婦のみ	夫婦+子ども (18才未満)1人	夫婦+子ども (18才未満)2人
27才以下	550万円	640万円	730万円
28才～32才	710万円	800万円	890万円
33才～37才	990万円	1,080万円	1,170万円
38才～42才	1,220万円	1,310万円	1,400万円
43才～47才	1,400万円	1,490万円	1,580万円
48才以上	1,480万円	1,610万円 ^(注1)	1,700万円 ^(注2)

(注1) 夫婦以外に、18才以上の方が1人の場合 (注2) 夫婦以外に、18才以上の方が1人と18才未満の子どもが1人の場合

※1個または1組の再調達価額が30万円を超える貴金属・宝石、美術品等は含まれておりません。

※同一の家財について複数のご契約をされると、ご契約を1つにした場合に比べ、保険料が割高となることがありますのでご注意ください。

※上の表は再調達価額の目安となります。上の表にない家族構成の場合は、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

⚠ 家財の保険金額が再調達価額を超過する場合は、その超過分については保険金は支払われませんので、ご注意ください。

家財の評価額	全部保険	超過保険
再調達価額 1,000万円	保険金額 1,000万円	保険金額 1,500万円
火災等の事故により発生した損害の額が1,000万円の場合	損害 保険金 = 損害の額 1,000万円 - 免責 金額	超過分 損害 ^(注) 保険金 = 損害の額 1,000万円 - 免責 金額
お支払いする損害保険金は右記のとおり「損害の額から免責金額を差し引いた額」となります。	ムダがなく、万一の場合にも万全です。	(注) 上記の「標準世帯における家財の評価額」に従い保険金額を設定した場合であっても、全損時の「損害の額から免責金額を差し引いた額」を超えて損害保険金は支払われません。

動画でCheck

この2次元コードを読み取ると説明動画が流れます。
「保険金額と免責金額」



免責金額の設定方法

建物と家財について、免責金額をお決めください。

保険の対象	以下の免責金額よりお選びください。
建 物	0万円、1万円、3万円、5万円、10万円
家 財	0万円(注)、1万円、3万円、5万円

(注) 家財の免責金額を0万円とした場合でも、家財の破損、汚損等の事故は免責金額3千円を適用します。

⚠ 免責金額をお決めになる前に、次の点をご確認ください。

免責金額とは支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。免責金額を高く設定すると、低く設定した場合に比べて保険料を抑えられますが、事故が起こった際にご負担いただく金額が大きくなりますので、慎重にご検討ください。

お支払いする保険金の額

(1) 損害保険金

【建物の場合】

【全焼・全壊(注1)の場合】 損害保険金 = 建物保険金額

【全焼・全壊以外の場合】 損害保険金 = 損害の額 - 免責金額

ただし、損害保険金として支払う額は、1回の事故につき建物保険金額を限度(注2)とし、免責金額は1回の事故ごとに適用します。

(注1) 全焼・全壊とは、次の算式による割合が80%以上である損害をいいます。

$$\frac{\text{保険の対象である建物の焼失、流失または損壊した部分の床面積}}{\text{保険の対象である建物の延床面積}}$$

「焼失、流失または損壊した部分の床面積」には、汚損および水ぬれ損害を被った部分の床面積を含みません。

(注2) 損害を被った保険の対象が庭木または屋外設備の場合、損害保険金の額は、1回の事故につき庭木および屋外設備の合計で100万円を限度とします。ただし、庭木および屋外設備以外の保険の対象の損害とあわせて、1回の事故につき建物保険金額を限度とします。なお、庭木については、同一の事故により建物も損害を受け7日以内に枯死した場合のみ保険金をお支払いします。

【全焼・全壊時の建物保険金額全額払】

全焼・全壊時(延床面積に対する損害の割合が80%以上)には、建物保険金額をそのままお支払いします。



損害が延床面積の
80%以上

建物保険金額を
全額お支払い
します。

【家財の場合】

損害保険金 = 損害の額 - 免責金額

ただし、損害保険金として支払う額は、1回の事故につき家財保険金額を限度(注)とし、免責金額は1回の事故ごとに適用します。

(注) 以下の保険の対象に発生した損害に対しお支払いする損害保険金は①～③のとおりです。ただし、他の保険の対象の損害とあわせて、1回の事故につき家財保険金額を限度とします。

- ① 損害を被った保険の対象が貴金属等の場合で、損害の額が1個または1組について100万円を超えるときは、損害保険金の額は1個または1組につき100万円または家財保険金額のいずれか低い額を限度とします。
- ② 通貨、小切手、印紙、切手、乗車券等については、盗難による損害が発生した場合に限り、損害保険金をお支払いします。ただし、損害保険金の額は1回の事故につき30万円を限度とします。
- ③ 預貯金証書(通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。)については、盗難によって現金が引き出される損害が発生した場合に限り、引き出された額について損害保険金をお支払いします。ただし、損害保険金の額は1回の事故につき300万円または家財保険金額のいずれか低い額を限度とします。

● 損害の額の算出方法(【建物の場合】【家財の場合】共通)

損害の額は再調達価額を基準とする修理費により算出します(盗取の場合は再調達価額とします。)。修理費(修理または交換費用のうちいずれか低い額)には残存物取片づけ費用を含み、原因調査費用、仮修理費用等を含みません。修理に伴って発生した残存物があるときは、その価額を差し引きます。

(2) 損害防止費用

損害保険金をお支払いする事故があった場合、事故による損害の発生または拡大の防止のため消火活動で必要または有益な所定の費用(消火薬剤の再取得費用等)を支出したときに、その実費を損害防止費用としてお支払いします。

手順1

保険の対象

手順2

契約プラン

手順3

保険金額と
免責金額

手順4

地震保険

手順5

オプションの特約
自動セット特約

手順6

保険期間と
払込方法

ご契約の際に
知っておいて
いただきたいこと

手順4

地震保険 (原則自動セット)

地震保険は震災後の生活再建のサポートを目的として、政府と共同で運営しています。

制度(普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度をいいます。)または保険料率等を改定した場合、継続契約には、その始期日における改定後の制度または保険料率等が適用されます。

地震保険の補償内容

地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする火災、損壊、埋没または流失による建物や家財の損害を補償します。

※「GK すまいの保険」では、地震等を原因とする損害は補償されません(地震火災費用特約では、保険金をお支払いする場合があります。)



地震による火災で建物が焼失した



地震で建物が損壊した



地震による津波で建物が流された



地震で家財が損壊した

地震保険のお申込みについて

地震保険を単独でご契約いただくことはできません。「GK すまいの保険」とあわせてお申込みください。なお、地震保険は原則自動セットとしていますので、地震保険に加入されない方は、書面によるお申込みの場合、保険申込書の「地震保険ご確認欄」をお確かめのうえ署名(または押印)してください。保険期間の途中から地震保険にご加入いただくこともできます。

⚠ 警戒宣言が発令された場合のご契約について

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震にかかる地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険の新規契約および保険金額の増額契約(地震保険金額を増額して継続する契約をいいます。)はお引受けできませんのでご注意ください。

地震保険の保険の対象

地震保険の対象は、「**居住用建物(住居のみに使用される建物および併用住宅をいいます。)**」または「**家財(居住用の建物に収容されている場合に限ります。)**」です。

※地震保険の対象は、「GK すまいの保険」で保険の対象となっているものに限りします。

⚠ 保険の対象とならないもの(「GK すまいの保険」の対象に含める場合であっても、地震保険の保険の対象には含まれません。)

- 屋外設備(門、塀、垣、物置または車庫を除きます。)、庭木
- 貴金属、宝石、美術品等で1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの 等
- 自動車、バイク(総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。)

地震保険の保険金額

地震保険の保険金額は、「GK すまいの保険」の保険金額の30%~50%の範囲内でお決めください。ただし、保険の対象ごとに右記の限度額が適用されます。

(注) 複数世帯が居住する共同住宅建物の場合は、世帯が異なる戸室ごとに5,000万円を乗じた額を建物の限度額とすることができます。また、マンション等の区分所有建物の場合は、区分所有者ごとにこの限度額が適用されます。

※地震保険に2契約以上加入されている場合は、保険金額を合算して右記の限度額を適用します。

保険の対象	限度額の適用単位	限度額
建物	同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物	5,000万円(注)
家財	同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する家財	1,000万円

地震保険の保険期間

「GK すまいの保険」の 5年以下の場合 地震保険の保険期間および保険料の払込方法は「GK すまいの保険」と同じです。

保険期間が 6~10年の場合 地震保険は1年または5年ごとに自動的に継続(注)する方式となります。

(注) 特にお申出のない限り「GK すまいの保険」の満期まで自動的に継続されます。自動継続特約(長期用)をセットしたご契約の場合は23ページ「ご契約の自動継続について」をご参照ください。

地震保険料控除制度

個人契約の場合、払込みいただく地震保険料が地震保険料控除の対象となり、所得税については最高50,000円まで、住民税については最高25,000円まで毎年の課税対象額から控除されます(平成19年1月改正)。

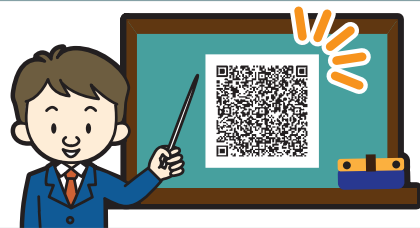
※地震保険料控除は保険料を実際に払込みいただいた年に行われます(口座振替の場合、「実際に払込みいただいた年」は、振替日の属する年となります。)

なお、始期日より前に払込みいただいた保険料は、実際の払込日ではなく、始期日に払込みいただいたものとして取り扱われます。

※2年以上の契約で保険料を一括して払込みいただいた場合、一括払保険料を保険期間(年数)で割った保険料を毎年払込みいただいたものとして取り扱われます。

動画でCheck

この2次元コードを読み取ると説明動画が流れます。
「地震保険」



地震保険のお支払いについて

地震保険は、損害認定を迅速・的確・公平に行うため、実際の修理費ではなく、損害の程度（「全損」「大半損」「小半損」「一部損」）に応じて、地震保険金額の100%・60%・30%・5%を定額でお支払いします（実際の修理費や、再築または再取得に要する費用を「実額」でお支払いする火災保険とは異なります。）。

⚠ 損害認定に関する注意点

損害の程度の認定は一般社団法人 日本損害保険協会が制定した「地震保険損害認定基準」に従います（国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは認定基準が異なります。）。保険の対象が建物の場合、建物の主要構造部（基礎・柱・壁・屋根等）の損害の程度に応じて、「全損」「大半損」「小半損」「一部損」を認定します。門、塀、垣、エレベーター、給排水設備等の付属物のみに損害があった場合など、主要構造部に該当しない部分のみの損害は保険金のお支払対象となりません。

損害の程度	保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金の額
	建物	家財	
全 損 	主要構造部（基礎・柱・壁・屋根等）の損害の額が 建物の時価額の 50%以上 または 焼失もしくは流失した部分の床面積が 建物の延床面積の 70%以上	家財の損害の額が 家財全体の時価額の 80%以上	地震保険金額の 100% [時価額が限度]
大半損 	主要構造部（基礎・柱・壁・屋根等）の損害の額が 建物の時価額の 40%以上50%未満 または 焼失もしくは流失した部分の床面積が 建物の延床面積の 50%以上70%未満	家財の損害の額が 家財全体の時価額の 60%以上80%未満	地震保険金額の 60% [時価額の60%が限度]
小半損 	主要構造部（基礎・柱・壁・屋根等）の損害の額が 建物の時価額の 20%以上40%未満 または 焼失もしくは流失した部分の床面積が 建物の延床面積の 20%以上50%未満	家財の損害の額が 家財全体の時価額の 30%以上60%未満	地震保険金額の 30% [時価額の30%が限度]
一部損 	主要構造部（基礎・柱・壁・屋根等）の損害の額が 建物の時価額の 3%以上20%未満 または 床上浸水 全損・大半損・小半損に至らない建物が、 床上浸水 または 地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が発生した場合	家財の損害の額が 家財全体の時価額の 10%以上30%未満	地震保険金額の 5% [時価額の5%が限度]

※損害の程度が一部損に至らない場合は補償されません。

※損害の程度が全損と認定された場合には、地震保険の補償はその損害が発生した時に遡って終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。

※損害保険会社全社で算出された1回の地震等による保険金総額が12兆円を超える場合、お支払いする保険金は、算出された保険金総額に対する12兆円の割合によって削減されることがあります（2021年4月現在）。

※72時間以内に発生した2回以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

保険金をお支払いしない主な場合



保険の対象の紛失または盗難によって発生した損害
 (例) 地震発生後に泥棒が入り家財が盗まれた



門、塀、垣、エレベーター、給排水設備等の付属物のみに発生した損害
 (例) 門や塀のみに損害があった



地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に発生した損害
 (例) 発生から20日経ってから壁が崩れた



損害の程度が一部損に至らない損害
 (例) 建物の主要構造部の損害の額が建物の時価額の3%未満の場合

等

手順1

保険の対象

手順2

契約プラン

手順3

保険金額と
免責金額

手順4

地震保険

手順5

オプションの特約
自動セット特約

手順6

保険期間と
保険料の払込方法

ご契約の際に知って
おいていただきたいこと

地震保険の割引制度について

地震保険については、保険の対象である建物(または家財を収容する建物)が下表の「適用条件」を満たすことが確認できる所定の資料の(写)をご提出いただいた場合に、いずれか1つの割引を適用することができます。

割引種類	適用条件	ご提出いただく確認資料 ^(注1)
免震建築物割引 (50%)	免震建築物 ^(注2) に該当する建物であること	①品確法に基づく登録住宅性能評価機関 ^(注3) により作成された書類のうち、対象建物が免震建築物であること、または対象建物の耐震等級を証明した書類 ^{(注4)(注5)} 例)「住宅性能評価書」、「共用部分検査・評価シート」、「住宅性能証明書」、「技術的審査適合証」、「現金取得者向け新築対象住宅証明書」、「耐震性能評価書(耐震等級割引の場合に限ります。)」等
耐震等級割引 (耐震等級3 50% 耐震等級2 30% 耐震等級1 10%)	耐震等級 ^(注2) を有している建物であること	②独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書 ^(注4) 例)フラット35Sの適合証明書 等 ③a.長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類およびb.「設計内容説明書」など「免震建築物であること」または「耐震等級」が確認できる書類 ^(注5) 例)a.:「認定通知書」、「住宅用家屋証明書」、「認定長期優良住宅建築証明書」 等
耐震診断割引 (10%)	1981年(昭和56年)5月以前に新築された建物で、耐震診断・耐震改修の結果、改正建築基準法に基づく耐震基準を満たす建物であること	①建物の所在地、耐震診断年月日および「平成18年国土交通省告示第185号(平成25年国土交通省告示第1061号を含みます。)」に適合している旨の文言が記載された書類 ②耐震診断・耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書 例)「耐震基準適合証明書」、「住宅耐震改修証明書」 等
建築年割引 (10%)	1981年(昭和56年)6月1日以降に新築された建物であること	①公的機関等が発行し、かつ適用条件を確認できる書類 例)「建物登記簿謄本」、「建築確認書」 等 ②宅地建物取引業者が交付する「重要事項説明書」、「不動産売買契約書」、「賃貸住宅契約書」 ③登記の申請に当たり申請者が登記所に提出する「工事完了引渡証明書」 等

(注1) 代表的な確認資料となりますので、詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

(注2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律等により定められた「免震建築物」または「耐震等級」をいいます。

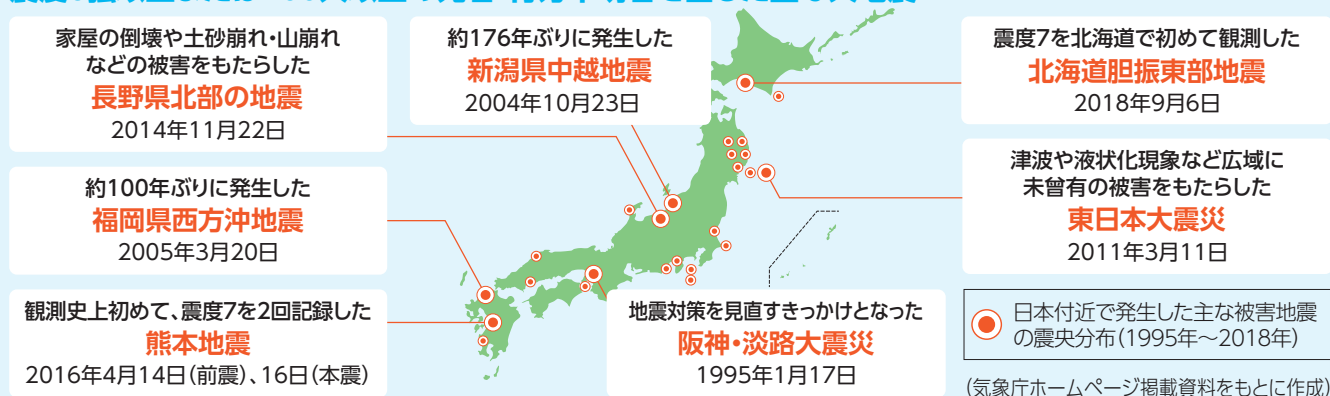
(注3) 登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合には、その者を含みます。

(注4) 書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるものの、耐震等級を1つに特定できない場合には、耐震等級割引(30%)が適用されます。ただし、登録住宅性能評価機関(「適合証明書」は適合証明検査機関または適合証明技術者)に対対象建物の耐震等級の証明を受けるために届け出た書類で耐震等級が1つに特定できる場合は、その耐震等級割引が適用されます。

(注5) 「技術的審査適合証」において「免震建築物であること」または「耐震等級」が確認できない場合や「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類のみ提出していただいた場合には、耐震等級割引(新築は30%、増築・改築は10%)が適用されます。

地震は日本全国いつ・どこで発生するかわかりません!

震度6強以上または100人以上の死者・行方不明者を出した主な大地震



地震保険金を受け取ったお客さまの声①



津波で全損となったため、残っていた住宅ローンの支払いの足しになりました。

地震保険金を受け取ったお客さまの声②



建物では一部損に至りませんでしたが、家財の半半損認定で部屋のクロスや風呂場のタイル破損の修理に充てられました。

地震保険は建物の再建のみでなく、住宅ローンの返済や引っ越し代の一部とすることができ、被災後の生活を支える保険です。



建物の地震保険だけでは生活再建の費用として足りないこともあります。家財にも地震保険をセットし、しっかり備えましょう。

Q&A 地震保険

Q 火災保険では、なぜ地震による火災を補償していないのですか?

A 大規模地震発生時には、通常よりも火災発生件数が増加するだけでなく、消防能力の低下等により焼失面積も著しく大きなものとなります。このため、火災保険で想定していない大規模な火災損害が発生することから、火災保険の補償からは除外して、政府のバックアップのある地震保険で対応することとしています。

Q 地震保険は、なぜ火災保険の保険金額の50%までしか契約できないのですか?

A 巨大地震が発生した場合でも保険金のお支払いに支障をきたさない範囲内での引受けとするため、火災保険の保険金額の50%までとしています。また、これは(被災物件の完全復旧ではなく)被災者の生活の安定に寄与することを目的とする「地震保険に関する法律」の趣旨にも合致しています。

オプションの特約 自動セット特約

さまざまなオプションの特約をお選びください。

事故の際に必要なさまざまな費用に備えるために



自動セット
特約

事故時諸費用特約

- すべての契約にセットされますが、セットしないこともできます。
- 事故時諸費用(火災等限定)特約と同時にセットできません。



オプション
の特約

事故時諸費用(火災等限定)特約

- 事故時諸費用特約と同時にセットできません。
- 事故時諸費用特約の代わりにこの特約をセットすることにより、事故時諸費用保険金のお支払対象事故が、火災、落雷、破裂・爆発の事故に限定されます。

事故の際に必要な諸費用を補償します。

保険金をお支払いする主な場合

事故時諸費用保険金

損害保険金を支払われるべき場合に、損害保険金の10%をお支払いします。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円を限度とします。事故時諸費用特約の代わりに事故時諸費用(火災等限定)特約をセットした場合は、事故時諸費用保険金のお支払対象事故が、火災、落雷、破裂・爆発の事故に限定されます。

保険金をお支払いしない主な場合

- 契約プランの「保険金をお支払いしない主な場合」^(注)に該当する損害と同じです(6ページ参照)。
- (注) 居住用建物電氣的・機械的の事故特約をセットしている場合は、居住用建物電氣的・機械的の事故特約で「保険金をお支払いしない主な場合」に該当する損害についても事故時諸費用保険金をお支払いしません。
- 事故時諸費用(火災等限定)特約の場合、契約プランにかかわらず、火災、落雷、破裂・爆発以外の事故の場合は、事故時諸費用保険金をお支払いしません。

＜フルサポートプランの場合＞

○…補償されます ×…補償されません

お支払対象事故(注)	火災、落雷、破裂・爆発	風災、雹災、雪災	水ぬれ	盗難	水災	破損、汚損等
事故時諸費用特約	○	○	○	○	○	○
事故時諸費用(火災等限定)特約	○	×	×	×	×	×

(注) 損害保険金を支払われるべき場合に限りです。



オプション
の特約

災害緊急費用特約

すべての契約にセットできます。

保険の対象の復旧のために負担した仮修理費用や仮すまい費用等を補償します。

保険金をお支払いする主な場合

災害緊急費用保険金

損害保険金をお支払いする事故によって、保険の対象に損害が発生した結果、保険の対象の復旧のために当社の承認を得て負担した仮修理費用や仮すまい費用等(実費)をお支払いします(1回の事故につき、1敷地内ごとに、損害が発生した敷地内に所在する保険の対象の保険金額×10%または100万円のいずれか低い額が限度)。

保険金をお支払いしない主な場合

- 契約プランの「保険金をお支払いしない主な場合」に該当する損害と同じです(6ページ参照)。

ワンポイント!

災害緊急費用特約で費用の高額化に備えることができます！

(例)水災の場合

- ・水災による浸水被害の特徴として、被害物件の代替として使用するすまいを手配する費用(「仮すまい費用」)が生じる可能性があります。仮すまい費用は、**復旧までの期間が長くなればなるほどその費用がかさみ、負担が高額になりやすいという特徴があります。**
- ・「事故時諸費用特約」では賄いきれない場合でも「災害緊急費用特約」は仮すまい費用を実費で補償できるため、**費用の高額化に対して確実に備えることができます。**

■水災時に発生する費用負担のイメージ

費用	災害発生時		本修理		復旧後	負担合計
	当面の生活必需品購入 衣類、寝具、食器等	仮修理費用 養生等の応急処置	引越し費用	仮すまい費用(注) 家賃：約10万円×6か月 仲介手数料：家賃1か月分 礼金：家賃1か月分	引越し費用	
負担額	30万円	5万円	25万円	80万円	25万円	165万円

■お支払いする保険金の比較(上記のケース)

事故時諸費用特約 損害保険金*×10%・300万円限度	80万円	災害緊急費用特約	85万円	支払合計	165万円
-----------------------------	------	----------	------	------	-------

※上記は損害保険金を800万円と仮定した場合の支払い額を表示しています。また出費額は参考としての一例(概算イメージ)であり、実際の出費とは大きく異なることがあります。

(注) ホテル代も補償されます。ただし損害を受けた保険の対象(または保険の対象を収容する建物)と立地条件・規模等において同種同程度の代替物件または代替施設を賃借するのに必要な費用が限度となります。

補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。

手順1

保険の対象

手順2

契約プラン

手順3

保険金額と
免責金額

手順4

地震保険

手順5

オプションの特約
自動セット特約

手順6

保険期間と
保険料の払込方法

ご契約の際に
おいていただきたいこと

オプションの特約 自動セット特約

事故の際に必要なさまざまな費用に備えるために



防犯対策費用特約

建物を保険の対象に含む契約の場合に**自動セット**されます。

建物において犯罪行為が発生した場合に再発防止のために要した建物の改造費用や防犯機器等の設置費用、またはドアのカギが盗難に遭った場合に要したドアの錠の交換費用を補償します。

自動セット
特約

保険金をお支払いする主な場合

防犯対策費用保険金

次表のとおり防犯対策費用保険金をお支払いします。

	保険金をお支払いする条件	お支払いする防犯対策費用保険金の額
①	保険の対象である建物において、保険期間中に不法侵入を伴う犯罪行為（警察署に届けたものに限り。）が発生し、発生した日からその日を含めて180日以内に被保険者が再発防止のために建物の改造や装置等の設置費用を負担した場合	建物の改造または装置等の設置に要した実費（1回の事故につき20万円限度）
②	日本国内で被保険者が所有または管理するドアのカギ ^(注) が盗難に遭い、ドアの錠の交換費用を負担した場合	ドアの錠の交換に要した実費（1回の事故につき10万円限度）

(注) カギとは、保険証券記載の建物のドアのうち建物または戸室の出入りに通常使用するドアのカギをいいます。

保険金をお支払いしない主な場合

- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失等によって発生した費用
- 地震・噴火またはこれらによる津波によって発生した費用
- 核燃料物質等による事故、放射能汚染によって発生した費用

等

ワンポイント! 防犯対策費用保険金は事故時諸費用保険金に上乗せしてお支払いします!

上記「保険金をお支払いする条件」に該当した場合、防犯対策費用保険金^(注)を事故時諸費用保険金に上乗せしてお支払いします。

(注) 「盗難」のリスクを補償しないご契約でも防犯対策費用保険金のみお支払いします。



特別費用保険金特約

建物を保険の対象に含む契約の場合に**自動セット**されます。

建物の損害に対する支払保険金の額が、1回の事故で建物保険金額に相当する額となりご契約が終了する場合に、特別費用保険金をお支払いします。

自動セット
特約

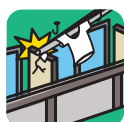
保険金をお支払いする主な場合

特別費用保険金

建物の損害に対する支払保険金の額が、1回の事故で建物保険金額に相当する額となり、保険契約が終了する場合に、損害保険金の10%をお支払いします（1回の事故につき1敷地内ごとに200万円限度）。

保険金をお支払いしない主な場合

- 契約プランの「保険金をお支払いしない主な場合」に該当する損害と同じです（6ページ参照）。



バルコニー等専用使用部分修繕費用特約

保険の対象がマンション戸室等の場合に**自動セット**されます。

建物の補償対象となる事故によりバルコニー等の専用使用権を有する共用部分が損害を受け、管理規約に基づき自己の費用で修繕した場合に補償します。

自動セット
特約

保険金をお支払いする主な場合

バルコニー等専用使用部分修繕費用保険金

契約プランの「保険金をお支払いする主な場合」に該当する事故によって、被保険者がもっぱら使用・管理しているバルコニー等の専用使用権を有する共用部分が損害を受け、管理規約に基づき自己の費用で修繕した場合に、修繕費用の実費をお支払いします（1回の事故につき30万円限度）。

保険金をお支払いしない主な場合

- 契約プランの「保険金をお支払いしない主な場合」に該当する損害と同じです（6ページ参照）。

補償内容が同様の保険契約（火災保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。

事故の際に必要なさまざまな費用に備えるために



地震火災費用特約

自動セットされます。

地震等を原因とする火災で損害が一定割合以上となった場合に補償します。

保険金をお支払いする主な場合

地震火災費用保険金

地震等(地震、噴火、津波)を原因とする火災で以下のいずれかに該当する場合に保険金額の一定割合をお支払いします。

保険の対象	保険金をお支払いする条件
①建物	建物が半焼以上となった場合
②家財	家財を収容する建物が半焼以上となった場合、または家財が全焼となった場合等
③屋外明記物件	屋外設備 ^(注1) の火災による損害の額が再調達価額の50%以上となった場合
④家財明記物件	家財明記物件を収容する建物が半焼以上となった場合、または家財明記物件が全焼となった場合等

地震火災費用特約は、以下の中からご選択いただけます。

選択パターン	お支払いする地震火災費用保険金の額
①地震火災費用特約(5%・300万円限度)	保険金額の5%(300万円限度) ^(注2)
②地震火災費用特約(30%・限度額なし)	保険金額の30%(限度額なし) ^(注2)
③地震火災費用特約(50%・限度額なし)	保険金額の50%(限度額なし) ^(注2)

(注1)屋外明記物件特約の②屋外設備をいいます(17ページ参照)。

(注2)1回の事故につき、1敷地内ごとの限度額です。72時間以内に発生した2回以上の地震等は、これらを一括して、1回の事故とみなします。

保険金をお支払いしない主な場合

- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失等による損害
- 被保険者と同居の親族または保険の対象の使用もしくは管理を委託された者の故意による損害

ワンポイント! 地震等を原因とする火災は最大で火災保険金額の100%まで補償できます!

地震保険とあわせて地震火災費用特約(保険金額×50%・限度額なし)をセットすることで、地震等を原因とする火災に限り^(注1)、最大で火災保険金額の100%まで補償^(注2)することができます。

(注1)たとえば、地震による損壊や津波による流失は含まれません。(注2)地震保険を火災保険の保険金額の50%でセットした場合



弁護士費用特約

すべての契約にセットできます。

日本国内で発生した被害事故によって死傷したり、財物に損害を受けたりして、相手の方に損害賠償請求を行う場合の費用や、法律相談を行う場合の費用を補償します。

保険金をお支払いする主な場合

弁護士費用等保険金

被保険者が保険期間中に被害^(注)にあい、当社の承認を得て相手との交渉を弁護士に依頼する場合に、弁護士費用等保険金をお支払いします(1回の事故につき被保険者1名ごとに300万円限度)。

法律相談費用保険金

被保険者が保険期間中に被害^(注)にあい、弁護士、司法書士または行政書士に法律相談を行う場合に、法律相談費用保険金をお支払いします(1回の事故につき被保険者1名ごとに10万円限度)。

(注)「被害」とは、被保険者が被った身体の障害または住宅・被保険者の日常生活用財産の損壊または盗取をいいます。

保険金をお支払いしない主な場合

被保険者の範囲は25ページ1(2)②をご参照ください。

- 保険契約者、被保険者の故意または重大な過失によって発生した被害
- 戦争、外国の武力行使、暴動、地震、噴火、津波、核燃料物質等によって発生した被害
- 業務遂行に直接起因する事故、もっぱら業務の用に供される財産の損壊または盗取によって発生した被害
- 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって発生した被害
- 名誉毀損、肖像権またはプライバシーの侵害等の身体の障害を伴わない人格権侵害にかかわる法律相談

万一の事故の際には、紹介ネットワークをご利用いただけます!

保険金をお支払いする場合に、お客さまのご要望に応じて弁護士の紹介窓口をご案内します。

※地域・時期等によっては、弁護士をご紹介できない場合があります。また、ご紹介した弁護士への相談等はお客さまの責任でご利用いただき、特約に定める金額を超えて利用した場合の超過金額はお客さまのご負担となります。



補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。

オプションの特約 自動セット特約

事故の際に必要なさまざまな費用に備えるために



失火見舞費用特約

類焼損害・失火見舞費用特約と同時にセットできません。

オプション
の特約

類焼損害・失火見舞費用特約

失火見舞費用特約と同時にセットできません。

○…補償されます ×…補償されません

	失火見舞費用保険金	類焼損害保険金
失火見舞費用特約	○	×
類焼損害・失火見舞費用特約	○	○

火災、破裂・爆発の事故で、隣家に損害が発生した場合に支払った見舞金の費用等を補償します。

類焼損害・失火見舞費用特約は、上記に加え、法律上の損害賠償責任の有無にかかわらず、隣家に発生した損害も補償します。

保険金をお支払いする主な場合

失火見舞費用保険金

下記ア、～エ、のいずれかから発生した火災、破裂・爆発の事故により、近隣住民の建物や家財等の第三者の所有物に損害が発生した場合に、支出した見舞金等の費用の額をお支払いします（1被災世帯あたり30万円限度、1回の事故につき損害保険金の30%限度）。

類焼損害保険金

下記ア、～エ、のいずれかから発生した火災、破裂・爆発の事故により、近隣の住宅、店舗および工場などの建物やその収容動産に損害が発生した場合に、損害の額（修理工費等）から他の保険契約（類焼先で契約している火災保険等）から支払われる保険金の額を差し引いた額を類焼先にお支払いします（1回の事故につき1億円限度）。

ア. 主契約建物 イ. 主契約建物に収容される家財 ウ. 主契約家財 エ. 主契約家財を収容する保険証券記載の建物

類焼補償対象物に
含まれない主なもの

- ・通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手
- ・1個または1組について30万円を超える貴金属等
- ・商品、原料、材料、見本品、展示品、受託品

等

保険金をお支払いしない主な場合

<失火見舞費用保険金> ■ 第三者の所有物で被保険者以外の者が占有する部分から発生した火災、破裂または爆発による場合
■ 煙損害または臭気付着の損害

■ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失等による損害

■ 被保険者と同居の親族または保険の対象の使用もしくは管理を委託された者の故意による損害 等

<類焼損害保険金> ■ 保険契約者、被保険者の故意による損害または類焼先の方もしくは保険金を受け取るべき方の故意もしくは重大な過失等による損害

■ 煙損害または臭気付着の損害

等

ワンポイント! 失火法と類焼損害・失火見舞費用特約について

例えば、このような
ケースが特約の
補償の対象と
なります。



自宅より出
火、近 隣 に
延焼させて
しまった。



爆発により、
隣家に損害
をあたえて
しまった。



自室への消火活動
により、隣室や階下
の戸室およびその
収容家財を水びた
しにしまった。

近隣の方が、十分な補償を受けられる火災保険に加入しているとは限りません!

お隣の方



自分では火災保険に入っていなかったよ。
火元の方に損害賠償してもらいたいなあ。

火元の方



法律上は責任がないと言っても…実際に火元
はうちだったんだし。でも、お隣の復旧費
まで支払う余裕はないし、本当に困ったわ。

日本には「失火の責任に関する法律（失火法）」と
いう法律があることをご存知でしょうか？

この法律では、失火者（火元）に重大な過失が
なければ、法律上は延焼先の損害に対して
は賠償しなくてもよいことになっています。



- 失火者（火元）の心情的な負担は非常に大きく、引越しを余儀なくされるような場合もあります。
- 被害を受けた方も、失火者に対し法的責任を前提とした金銭補償を求めることができず、住宅の復旧が困難になることがあります。

「類焼損害・失火見舞費用特約」は、法律上の損害賠償責任の有無にかかわらず近隣へあたえた損害を補償します。

失火者の心情的負担を軽減し、**ご近所との良好な関係の維持**に役立ちます。

補償内容が同様の保険契約（火災保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。

建物や家財の補償をさらに充実させるために



居住用建物電氣的・機械的事故特約

- ・建物を保険の対象に含む「フルサポートプラン」または「セレクト（水災なし）プラン」の場合にセットできます。
- ・保険期間の中途ではセットできません。
- ・築年数が10年1か月以上の建物契約には新たにセットすることはできません。

オプションの特約

空調・冷暖房設備、給湯設備、充電・発電・蓄電設備等の機械設備の電氣的・機械的事故による損害を補償します。

保険金をお支払いする主な場合

損害保険金 建物が所在する敷地内に設置された機械設備^(注1)に、外来の事故に直接起因しない不測かつ突発的な電氣的・機械的事故による損害が発生した場合に、損害の額から免責金額^(注2)を差し引いた額をお支払いします（1回の事故につき建物保険金額が限度^(注3)）。

（注1）空調・冷暖房設備、給湯設備、充電・発電・蓄電設備、駐車場機械設備、照明設備等をいいます。

（注2）建物の免責金額と同額です。ただし、建物の免責金額を0万円とした場合でも、この特約の免責金額は1万円となります。

（注3）屋外設備（屋外明記物件として保険申込書に明記した屋外設備を含みます。）または66㎡以上の付属建物（屋外明記物件として保険申込書に明記した場合に限ります。）に損害が発生した場合は、お支払いする損害保険金の限度額は右記のとおりとします。

保険の対象	損害保険金の限度額
屋外設備（屋外明記物件として保険申込書に明記した屋外設備を含みます。）	敷地内一括で100万円が限度
66㎡以上の付属建物（屋外明記物件として保険申込書に明記した場合に限ります。）	敷地内一括で屋外明記物件特約の保険金額が限度

保険金をお支払いしない主な場合

- 保険の対象の自然の消耗、劣化、性質による変色、さび、かび、腐敗、ひび割れ、はがれ、発酵、自然発熱、ねずみ食い、虫食い等によってその部分に発生した損害
 - 保険の対象の欠陥によってその部分に発生した損害
 - 製造者または販売者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任^(注)を負うべき事故
 - 不当な修理や改造によって発生した事故
 - 消耗部品および付属部品の交換
 - 業務の用に供されている間に発生した事故
 - その他、契約プランの「保険金をお支払いしない主な場合」に該当する損害と同じです。ただし、「●電氣的・機械的事故によって発生した損害」は除きます（6ページ参照）。等
- （注）保証書、延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。



特定機械設備水災補償特約

- ・建物を保険の対象に含む「フルサポートプラン」または「セレクト（破損汚損なし）プラン」の場合にセットできます。
- ・水災支払限度額特約と同時にセットできません。
- ・始期日応当日を除き、保険期間の中途でのセットや削除はできません。

オプションの特約

台風・豪雨等による洪水・土砂崩れ等によって、空調・冷暖房設備、給湯設備、充電・発電・蓄電設備等の機械設備に発生した損害の状況が、損害保険金における水災の事故の定義に該当しない（浸水条件を満たさない）場合でも、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いする主な場合

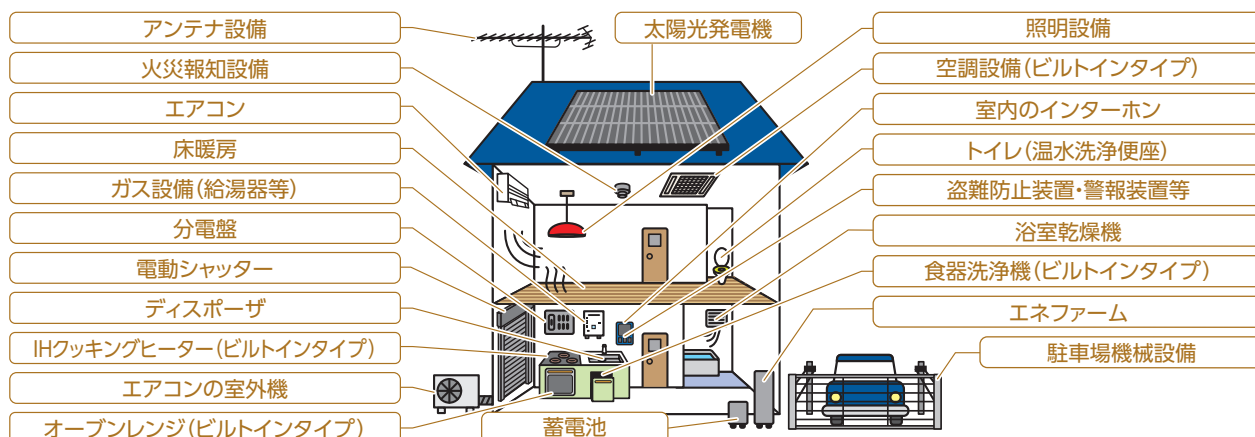
損害保険金 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって、建物が所在する敷地内に設置された機械設備^(注1)に発生した損害の状況が、損害保険金における水災の事故の定義に該当しない（浸水条件を満たさない）場合に、損害の額から免責金額^(注2)を差し引いた額をお支払いします（1回の事故につき1敷地内ごとに100万円限度）。

（注1）空調・冷暖房設備、給湯設備、充電・発電・蓄電設備、駐車場機械設備、照明設備等をいいます。（注2）建物の免責金額と同額です。

保険金をお支払いしない主な場合

- 契約プランの「保険金をお支払いしない主な場合」①に該当する損害と同じです（6ページ参照）。

居住用建物電氣的・機械的事故特約と特定機械設備水災補償特約で対象となる機械設備の例



補償内容が同様の保険契約（火災保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。

オプションの特約 自動セット特約

建物や家財の補償をさらに充実させるために



自宅外家財特約

家財を保険の対象に含む「フルサポートプラン」または「セレクト（水災なし）プラン」の場合にセットできます。

自宅外家財^(注)に発生した損害を補償します。自宅外家財は、携行中家財と敷地外収容家財をいい、外出時に持ち出したビデオカメラ等の家財（携行中家財）や、別荘等に収容している家財（敷地外収容家財）に発生した損害を補償します。

（注）保険証券記載の建物が所在する敷地内の外に所在する記名被保険者または記名被保険者の同居の親族が所有する家財をいい、ます（下宿しているお子さまの家財等は対象になりませんのでご注意ください。）。

携行中家財、敷地外収容家財の定義と補償範囲は以下のとおりです。

		国内	国外
携行中家財	保険の対象である自宅外家財のうち、日本国内もしくは日本国外において、記名被保険者または記名被保険者の同居の親族が携行している家財	○	○
敷地外収容家財	保険の対象である自宅外家財のうち、日本国内に所在する、携行中家財以外の自宅外家財	○	×

保険の対象とならないもの

- 船舶、航空機、自動車、バイク、原動機付自転車、自転車、サーフボード、無人機・ラジコン
- パソコンおよびタブレット端末、ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器ならびにその付属品、携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器およびこれらの付属品
- 眼鏡、コンタクトレンズ・補聴器・義歯・義肢等の身体補助器具
- 動物および植物等の生物
- 漁具（釣竿、竿掛け等）
- 通貨、小切手、有価証券、印紙、切手、預貯金証書、クレジットカード、電子マネー、乗車券等^(注)
- 証書（運転免許証、パスポートを含みます。）、稿本、設計書、図案、プログラム、データ等

（注）通貨、小切手、印紙、切手、預貯金証書および乗車券等に、盗難による損害が発生した場合は、保険の対象として取り扱いいます。

保険金をお支払いする主な場合

自宅外家財 保険金 契約プランの「保険金をお支払いする主な場合」に該当する事故によって、自宅外家財に損害が発生した場合、損害の額から免責金額^(注)を差し引いた額をお支払いします（1回の事故につき自宅外家財保険金額が限度。以下の保険の対象に発生した損害に対しお支払いする自宅外家財保険金は次のとおりです。また他の保険の対象の損害とあわせて1回の事故につき自宅外家財保険金額を限度とします。）。

保険の対象・事故の種類	支払限度額
貴金属等に発生した損害（事故の種類を問いません。）	1個または1組につき、100万円または自宅外家財保険金額のいずれか低い額
通貨、小切手、印紙、切手、乗車券等の盗難による損害	10万円
預貯金証書の盗難による損害	100万円または自宅外家財保険金額のいずれか低い額

（例）旅行中にカメラを誤って落としてこわしてしまっ

（例）路上でひったくりにあい現金などを盗まれた。

（例）火災で別荘の家財が焼失した。（消防活動による水ぬれも補償）

（注）家財の免責金額と同額です。ただし家財の免責金額を0万円とした場合でも、破損、汚損等の事故は免責金額3千円を適用します。また「風災・雹災・雪災支払条件変更（20万円以上事故補償）特約」をセットしている場合でも、自宅外家財特約には適用しません。

保険金をお支払いしない主な場合

■契約プランの「保険金をお支払いしない主な場合」に該当する損害と同じです。ただし、●建物が所在する敷地外にある家財に発生した事故による損害は除きます（6ページ参照）。



屋外明記物件特約

建物を保険の対象に含む場合にセットできます。

保険申込書に明記された建物敷地内に所在する大型の車庫等（屋外明記物件）に発生した損害を補償します。

屋外明記物件 保険の対象は、建物が所在する敷地内に設置される次に掲げるもののうち保険申込書に明記したものです。

- ①物置、車庫その他の付属建物で延床面積が66m²以上のもの
- ②屋外設備（物干、遊具、外灯、井戸、側溝、噴水、敷石その他の建物に定着していない屋外設備・装置および付属構築物）

※屋外明記物件特約をセットしない場合の保険の対象については4ページをご参照ください。

保険金をお支払いする主な場合

損害保険金 契約プランの「保険金をお支払いする主な場合」に該当する事故によって、屋外明記物件に損害が発生した場合に、損害の額から免責金額^(注1)を差し引いた額をお支払いします（1回の事故につき屋外明記物件保険金額が限度）。

（注）建物の免責金額と同額です。

保険金をお支払いしない主な場合

■契約プランの「保険金をお支払いしない主な場合」に該当する損害と同じです（6ページ参照）。



家財明記物件特約

家財を保険の対象に含む場合にセットできます。

保険申込書に明記された特定の貴金属等（家財明記物件）に発生した損害を補償します。

家財明記物件 保険の対象は、建物が所在する敷地内に収容される貴金属、宝石および美術品のうち保険申込書に明記したものです。ただし、家財明記物件全体で再調達価額1,000万円が限度となります。

※家財明記物件特約をセットしない場合の保険の対象については4ページをご参照ください。

保険金をお支払いする主な場合

損害保険金 契約プランの「保険金をお支払いする主な場合」に該当する事故によって、家財明記物件に損害が発生した場合に、損害の額から免責金額^(注1)を差し引いた額をお支払いします（1回の事故につき家財明記物件保険金額が限度^(注2)）。

（注1）家財の免責金額と同額です。ただし、家財の免責金額を0万円とした場合でも、破損、汚損等の事故は免責金額3千円を適用します。

（注2）「盗難」または「破損、汚損等」の事故により損害が発生した場合は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円を限度とします。

保険金をお支払いしない主な場合

■契約プランの「保険金をお支払いしない主な場合」に該当する損害と同じです（6ページ参照）。

補償内容が同様の保険契約（火災保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。

+ 賠償事故に備えるために



日常生活賠償特約

すべての契約にセットできます。

日常生活で他人に与えた損害や、線路への立入り等により電車等を運行不能にさせてしまったことによる損害を補償します。

日常生活の事故の補償(身体障害・財物損壊を伴う場合)

電車等を運行不能にさせてしまった場合の、財物損壊を伴わない事故の補償

国内	国外
○	○
○	×

保険金をお支払いする主な場合

日常生活賠償保険金

日本国内もしくは日本国外で発生した記名被保険者の住宅の所有・使用・管理に起因する事故や被保険者の日常生活の事故により他人の生命もしくは身体を害したり、他人の財物に損害を与えたり、または日本国内で誤って線路に立ち入り電車等を運行不能にさせてしまい法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額および判決による遅延損害金をお支払いします(1回の事故につき3億円限度)。また、実際に負担した次の費用(実費)をあわせてお支払いします。

・損害防止費用 ・権利保全行使費用 ・緊急措置費用 ・示談交渉費用 ・争訟費用

(例)

自転車で高齢者と接触し、骨折させてしまった。



(例)

漏水事故で階下の家財に損害を与えてしまった。



(例)

誤って線路へ立ち入ったり、不注意で電車と接触し、安全確認のため電車を運行不能にさせ、鉄道会社に損害(振替輸送費用等)を与えてしまった。



被保険者の範囲は25ページ1(2)②をご参照ください。

保険金をお支払いしない主な場合

■保険契約者、被保険者の故意によって発生した損害

■戦争、外国の武力行使、暴動、地震、噴火、津波、核燃料物質等によって発生した損害

■業務遂行に直接起因する損害賠償責任、もっぱら業務に使用される動産・不動産の所有・使用または管理に起因する損害賠償責任

■被保険者の同居の親族に対する損害賠償責任、被保険者の業務に従事する従業員がケガをしたことに起因する損害賠償責任

■第三者との約定により加重された損害賠償責任

■他人から借りたり、預かったりした物に対する損害賠償責任

■被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任、被保険者による暴行・殴打に起因する損害賠償責任

■航空機、船舶・車両または銃器の所有・使用または管理に起因する損害賠償責任 等



受託物賠償特約

すべての契約にセットできます。

預かり物やレンタル品をこわしてしまった場合など、持ち主に与えた損害を補償します。

保険金をお支払いする主な場合

受託物賠償保険金

日本国内で他人から預かったりレンタルしたものを、日本国内で使用・管理している間に発生した損壊、紛失または盗取について、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額および判決による遅延損害金をお支払いします(1回の事故につき30万円限度^(注))。また、実際に負担した次の費用(実費)をあわせてお支払いします。

・損害防止費用 ・権利保全行使費用 ・緊急措置費用 ・示談交渉費用 ・争訟費用

(注)ご希望により、100万円を限度とすることもできます。

被保険者の範囲は25ページ1(2)②をご参照ください。

保険金をお支払いしない主な場合

■保険契約者、被保険者の故意によって発生した損害

■第三者との約定により加重された損害賠償責任

■被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任、被保険者による暴行・殴打に起因する損害賠償責任

■次のいずれかに該当する受託物の損壊、紛失または盗取

通貨、小切手、預貯金証書、有価証券、クレジットカード、乗車券、証書(運転免許証、パスポートを含みます。)、貴金属、宝石、美術品、車両、動物・植物等の生物、不動産 等

■次のいずれかに該当する間に発生した受託物の損壊、紛失または盗取

①被保険者以外の者に転貸されている間

②受託物が自転車である場合は、保険証券記載の建物所在する敷地の外にある間

■次のいずれかに該当する事由による受託物の損壊、紛失または盗取

①取扱い上の注意に著しく反したこと、または、本来の用途以外に受託物を使用したこと。

②自然の消耗、劣化、性質による変色、さび、かび、腐敗、ひび割れ、はがれ、発酵、自然発熱、ねずみ食い、虫食い等によって発生した損害

③欠陥および電気的事故または機械的事故によって発生した損害 等

示談交渉サービス付



賠償事故の示談交渉は三井住友海上におまかせください。(示談交渉サービス付の特約の場合)

被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合は、被保険者のお申出により、当社は被保険者のために示談交渉をお引受けします。この場合、当社の選任した弁護士が相手の方との交渉にあたる場合があります。

[ご注意ください] 次の場合には、当社は相手の方との示談交渉を行うことができませんので、ご注意ください。なお、その場合でも、相手の方との示談交渉等の円満な解決に向けたご相談に応じます。

- ・1回の事故につき被保険者が負担する損害賠償責任の額が特約保険金額を明らかに超える場合または免責金額を明らかに下回る場合
- ・相手の方が当社との交渉に同意されない場合

- ・相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が当社への協力を拒んだ場合
- ・賠償事故について、日本国外で発生した事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。

オプションの特約 自動セット特約

＋ 賠償事故に備えるために



借家賠償・修理費用特約

保険の対象が借用住宅内の家財である場合にセットできます。

事故によって借用住宅が損壊等した場合の賠償金や修理費用を補償します。

保険金をお支払いする主な場合

借家賠償保険金 被保険者に責任がある不測かつ突発的な事故によって借用する住宅を損壊し、貸主(転貸人を含みます。)に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額および判決による遅延損害金から免責金額^(注)を差し引いた額をお支払いします(1回の事故につき借家賠償保険金額が限度)。また、実際に負担した次の費用(実費)をあわせてお支払いします。

(注) 免責金額を0万円とした場合でも、破損、汚損等の事故は免責金額1万円を適用します。

・損害防止費用 ・権利保全行使費用 ・示談交渉費用 ・争訟費用

被保険者の範囲は25ページ1(2)③をご参照ください。

修理費用保険金

不測かつ突発的な事故によって借用する住宅に損害が発生し、建物貸借契約に基づきまたは緊急的に修理した場合(法律上の損害賠償責任を負担する場合を除きます。)、修理費用から免責金額^(注)を差し引いた額をお支払いします(1回の事故につき300万円限度)。

(注) 免責金額を0万円とした場合でも、破損、汚損等の事故は免責金額1万円を適用します。

※補償対象事故を火災、破裂・爆発の事故に限定した借家賠償・修理費用(火災等限定)特約をお選びいただくこともできます。

保険金をお支払いしない主な場合

■ 保険契約者、被保険者の故意によって発生した損害
■ 地震、噴火、津波による事故
■ 欠陥、自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、さび、かび
■ すり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち等、腐敗、ひび割れ、はがれ、ねずみ食い、虫食い等による損害

■ 風、雨、雪等の吹込みまたは雨漏りなどによって発生した損害
■ 借用住宅の改築、増築、取壊しなどの工事によって発生した損害
■ 貸主との間の特別の約定により加重された損害賠償責任(借家賠償保険金のみ)
■ 借用住宅を貸主に引き渡した後に発見された損壊に起因する損害賠償責任(借家賠償保険金のみ) 等

オプションの特約

示談交渉サービス付

賃貸入居者向け

＋ 賃貸建物オーナーのリスクに備えるために



賃貸建物所有者賠償(示談代行なし)特約

保険の対象が賃貸される建物である場合にセットできます。

賃貸建物の保守、管理等に関する賠償事故を補償します。 ※示談交渉サービスはありません。

保険金をお支払いする主な場合

賃貸建物所有者賠償保険金 建物の偶然な事故または建物を賃貸する仕事の遂行に起因する偶然な事故により他人の生命または身体を害したり、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合にお支払いします(1回の事故につき賃貸建物所有者賠償保険金額が限度)。また、実際に負担した次の費用(実費)をあわせてお支払いします。

・損害防止費用 ・権利保全行使費用 ・緊急措置費用 ・示談交渉費用 ・争訟費用

保険金をお支払いしない主な場合

■ 保険契約者、被保険者の故意によって発生した損害
■ 戦争、外国の武力行使、暴動、地震、噴火、津波、核燃料物質等によって発生した損害
■ 第三者との約定により加重された損害賠償責任

■ 施設の修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害賠償責任
■ 自動車の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
■ 仕事の完成または放棄の後に仕事の結果に起因する損害賠償責任
■ 仕事以外の業務の遂行または日常生活に起因する損害賠償責任 等

オプションの特約



マンション居住者包括賠償特約

保険の対象がマンション等の共同住宅建物の場合にセットできます。

賃貸マンションや賃貸アパートのすべての居住者を対象に日常生活での賠償事故をまとめて補償します。

保険金をお支払いする主な場合

マンション居住者包括賠償保険金 日本国内もしくは日本国外で発生したマンション等の居住者の日常生活賠償事故または事業用戸室からの偶然な漏水による水ぬれ事故等により他人の生命もしくは身体を害したり、他人の財物に損害を与えたり、または日本国内で電車等を運行不能にさせてしまい法律上の損害賠償責任を負った場合にお支払いします(1回の事故につきマンション居住者包括賠償保険金額が限度)。また、実際に負担した次の費用(実費)をあわせてお支払いします。

・損害防止費用 ・権利保全行使費用 ・緊急措置費用 ・示談交渉費用 ・争訟費用

保険金をお支払いしない主な場合

■ 日常生活賠償特約の「保険金をお支払いしない主な場合」に該当する損害と同じです(18ページ参照)。

オプションの特約

示談交渉サービス付

補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。

賃貸建物オーナーのリスクに備えるために



家賃収入特約

保険の対象が賃貸される建物である場合(空室が5割超の場合を除きます。)にセットできます。

火災等の事故によって賃貸している建物の家賃収入が得られなくなった場合の損失額を補償します。

保険金をお支払いする主な場合

家賃収入保険金

契約プランの「保険金をお支払いする主な場合」に該当する事故によって、建物が損害を受け家賃の損失(復旧期間^(注)内に生じた損失の額)が発生した場合にお支払いします。

(注) 復旧期間は契約時に設定する約定復旧期間を限度とします。

(例)
火災により賃貸建物が焼失し、家賃収入がなくなった。



(例)
大雨による洪水で床上浸水し、家賃収入がなくなった(「フルサポートプラン」または「セレクト(破損汚損なし)プラン」の場合のみ)。



保険金をお支払いしない主な場合

■ 契約プランの「保険金をお支払いしない主な場合」に該当する損害と同じです(6ページ参照)。



家主費用特約

建物を保険の対象に含む「フルサポートプラン」または「セレクト(水災なし)プラン」で、家賃収入特約をセットした場合にセットできます。

賃貸住宅^(注1)内での死亡事故^(注2)発生に伴う空室期間、家賃値引期間分の家賃の損失や、清掃、脱臭、遺品整理等にかかる費用を補償します。

(注1) 居住者が賃借する戸室(バルコニー等の専用使用部分を含みます。)をいい、共用部分は含みません。一戸建ての場合には、付属建物およびその敷地を含みます。

(注2) 死亡事故とは賃貸住宅内での自殺、犯罪死または賃貸住宅の物的損害を伴う孤独死をいいます。

保険金をお支払いする主な場合

家賃収入保険金

賃貸住宅内で死亡事故が発生し、事故発見日から90日以内に賃貸住宅(上下左右の隣接戸室を含みます。)が空室となった結果発生した、以下の家賃の損失に対してお支払いします。

(例)
死亡事故が発生し、新たな入居者の家賃を値引きした。



(例)
上階で死亡事故が発生し、階下の入居者が退居。新たな入居者が見つからず空室になっている。



空室となった賃貸住宅	対象となる家賃の損失
死亡事故が発生した賃貸住宅(戸室)	・30日以上続いた空室期間^(注)内に発生した家賃の損失 ・新たな入居者への家賃の値引期間^(注)内に発生した家賃の損失 (注) 空室期間または値引期間は、賃貸借契約の終了から12か月間を限度とします。なお、値引期間については入居希望者に対して、死亡事故の事実を重要事項等の説明として書面等にて告知した場合に限りです。
上下左右の隣接戸室(死亡事故により物的損害が発生した戸室に限りです。)	・30日以上続いた空室期間^(注)内に発生した家賃の損失 (注) 空室期間は、賃貸借契約の終了から12か月間を限度とします。

死亡事故対応費用保険金

死亡事故が発生した賃貸住宅等を賃貸可能な状態に復旧するための修復、改装、清掃、消毒または脱臭等にかかった原状回復費用や、被保険者が支出を余儀なくされた遺品整理費用、葬祭費用等の事故対応費用に対してお支払いします(1回の事故につき100万円限度)。ただし、事故発見日から180日以内に発生した費用に限りです。

(例)
賃貸可能な状態に戻すためにリフォームした。



(例)
特殊清掃および遺品整理を業者へ依頼した。



保険金をお支払いしない主な場合

- 賃貸借契約が締結されていない賃貸住宅内で発生した死亡事故によって発生した損害
- 死亡事故による物的損害を受けた賃貸住宅もしくは隣接戸室の復旧、またはそれに代わる他の建物の再取得をしない場合や復旧、再取得した建物の賃貸を継続しない場合(家賃収入保険金のみ)
- その他、契約プランの「保険金をお支払いしない主な場合」に該当する損害と同じです(6ページ参照)。

補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の可否をご確認いただいたうえでご契約ください。

オプションの特約 自動セット特約

＋ 支払条件等を変更する



風災・雹災・雪災支払条件変更(20万円以上事故補償)特約

- すべての契約にセットできます。
- 保険期間の途中でのセットや削除はできません。

風災、雹災、雪災の事故によって保険の対象に20万円以上の損害が発生した場合、免責金額を適用せずに損害保険金をお支払いします。ただし、20万円未満の損害の場合は損害保険金をお支払いしません。

＜適用される免責金額の例(フルサポートプラン、免責金額が1万円の場合)＞

契約方式	事故の種類	火災、落雷、破裂・爆発	風災、雹災、雪災	水ぬれ	盗難	水災	破損、汚損等
この特約をセットしない場合		1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
この特約を セットした場合	損害の額が20万円以上	1万円	0万円	1万円	1万円	1万円	1万円
	損害の額が20万円未満	1万円	保険金をお支払いしません。	1万円	1万円	1万円	1万円

オプション
の特約



水災支払限度額特約

- 「フルサポートプラン」または「セレクト(破損汚損なし)プラン」の場合にセットできます。
- 特定機械設備水災補償特約と同時にセットできません。
- 保険期間の途中でのセットや削除はできません。

水災の事故により損害が発生した場合、「お支払いする保険金の額(1)(8ページ参照)」にかかわらず、以下のとおりお支払いします。

$$\text{【建物 全焼・全壊(注1)の場合】} \quad \text{損害保険金} = \text{建物保険金額} \times 30\%(\text{注2})$$

$$\text{【建物 全焼・全壊以外の場合／家財の場合】} \quad \text{損害保険金} = \text{損害の額} - \text{免責金額}$$

ただし、損害保険金として支払う額は、1回の事故につき建物保険金額(もしくは家財保険金額)×30%(注2)を限度とし、免責金額は1回の事故ごとに適用します。

(注1)全焼・全壊とは、次の算式による割合が80%以上である損害をいいます。

保険の対象である建物の焼失、流失または損壊した部分の床面積

保険の対象である建物の延床面積

「焼失、流失または損壊した部分の床面積」には、汚損および水ぬれ損害を被った部分の床面積を含みません。

(注2)ご希望により、10%とすることもできます。

オプション
の特約

保険料を
抑えたい場合に

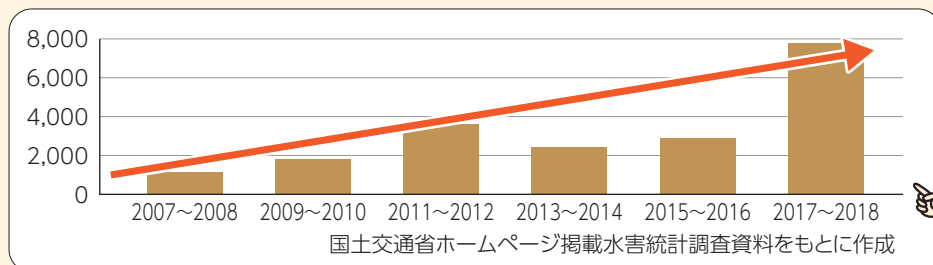
水災支払限度額特約をセットする際は慎重にご検討ください。

水災大国日本！十分な備えが必要です。

河川の近くはもちろんのこと、それ以外にお住まいの場合であっても大雨による土砂崩れ、大雪後の融雪洪水、台風による高潮、想定以上の降雨量による内水氾濫(注1)など、ほぼすべての地域において水災の危険はあります。

(注1)雨水処理能力を超える集中豪雨等により、堤防の内側にある水(内水)により発生する水災をいいます。

家屋・家庭用品の水災被害額の推移(単位:億円)



2018年7月豪雨の発生など近年水災により大きな被害が出ています。今後も地球温暖化によって台風や集中豪雨が頻発し、水災被害の増加が懸念されています。

GK すまいの保険の「フルサポートプラン」、「セレクト(破損汚損なし)プラン」なら水災による事故(注2)をしっかり補償します！

(注2)台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって、床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が発生した場合、または再調達価額の30%以上の損害が発生した場合に保険金をお支払いします。

補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。

手順6

保険期間と保険料の払込方法

保険期間と保険料の払込方法をお選びください。

保険期間をお選びください。

■保険期間は10年以下の整数年でお決めください。

※保険期間10年で自動継続特約(長期用)をセットしたご契約の場合、「予定継続期間」および「継続方式」をお選びください(23ページ参照)。

保険料の払込方法をお選びください。

■保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます。ただし、ご契約内容によりご選択いただけない払込方法があります。

○…選択できます ×…選択できません

主な払込方法	分割払 ^(注1)		一時払(保険期間1年) ^(注4) 、 長期一括払 (保険期間2~10年) ^{(注4)(注5)}
	月払 ^(注2)	年払 ^(注3)	
口座振替	○	○	○
クレジットカード払(登録方式・一括払型) ^(注6) 、 払込票払 ^(注6) 、請求書払 ^{(注6)(注7)}	×	×	○
スマホ決済 ^(注6)	×	×	○

口座振替	指定口座からの口座振替によって払い込む方法です。
クレジットカード払 (登録方式・一括払型)	クレジットカードによって払い込む方法です。
払込票払	当社所定の払込票によってコンビニエンスストア・郵便局で払い込む方法です。 ペイジー(Pay-easy)を利用して払い込むこともできます。
請求書払	ご契約手続後に送付する請求書の内容にもとづいて払い込む方法です。
スマホ決済	お客さまのスマートフォン等により2次元コードを読み取り、決済サイトからご契約されている決済サービスを選択し、払い込む方法です。

(注1) 保険期間が6年以上の場合、保険料の全額を一括して払い込む方法(長期一括払)に限りません。

(注2) 一時払または長期分割払(年払)より保険料が約5%割高となります。

(注3) 保険期間1年の場合に比べて1年あたりの保険料が割安になります。地震保険の保険料は、保険期間1年の場合と同じです。

(注4) 現金により払い込むことも可能です。

(注5) 保険期間1年の場合に比べて1年あたりの保険料が割安になります。地震保険の保険料は、継続するたびに払い込んでいただきます。

(注6) 代理店・扱者や保険料の額によってはご選択いただけない場合があります。

(注7) 保険期間が6年以上の場合、ご選択いただけません。

※その他の保険料払込方法として、保険契約者の勤務する企業等を通じて保険料を集金する団体扱や集団扱もあります。ただし、団体扱および集団扱による保険料の払込みにあたっては、保険契約者および記名被保険者に関する一定の条件を満たす必要があります。

満期返れい金・契約者配当金

■満期返れい金・契約者配当金はありません。

解約返れい金の有無

■ご契約を解約される場合、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還します。ただし、ご契約条件によっては、解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をする場合があります。

【築25年未満の建物の場合、保険料が割安になります。】

始期時点において築25年未満^(注)の場合には、建物保険料に築年数に応じた保険料率(築年数が浅い物件ほど低廉な保険料率)を適用します。ご契約時には建築年月(建物が完成した年月)をお知らせください。

(注) 建築年月から始期日までの築年数は月単位で計算します。築年数が25年以上の場合、保険料率は一定となります。また建築年月が不明の場合は、築年数が25年以上の場合と同じ保険料率を適用します。



手順1

保険の対象

手順2

契約プラン

手順3

保険金額と
免責金額

手順4

地震保険

手順5

オプションの特約
自動セット特約

手順6

保険期間と
保険料の払込方法

ご契約の際に知って
おいていただきたいこと

保険期間と保険料の払込方法

ご契約の自動継続について (自動継続特約(長期用)をセットしたご契約の場合^(注1)) 保険期間10年の場合

建物を保険の対象とするご契約で保険期間10年で自動継続特約(長期用)をセットしたご契約の場合^(注1)、「**予定継続期間**」および「**継続方式**」をお選びください。

ご契約の終了する日(始期日から10年後)の属する月の前月10日までに保険契約者または当社から継続しない旨の意思表示がない場合、予定継続期間満了日まで同一内容のご契約^(注2)で自動継続されます。

(注1) 家財のみを保険の対象とするご契約の場合、自動継続特約(長期用)はセットできません。なお、保険期間の途中で建物が保険の対象でなくなった場合には、自動継続特約(長期用)はその時点で失効し、自動継続されませんのでご注意ください。

(注2) 当社が、制度(普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度をいいます。)または保険料率等を改定した場合、継続契約には、その始期日における改定後の制度または保険料率等が適用されます(保険料が変更となる場合があります。)。また、建築費または物価の変動等に従って建物保険金額の調整を行う場合があります。

予定継続期間をお選びください。

予定継続期間は、住宅ローンの返済期間(完済予定年月までの残期間)等を目安として11年以上40年以下の整数年でお決めください。

初回契約の始期日から予定継続期間が経過した時(例:予定継続期間20年の場合は始期日から20年後)に自動継続終了(補償終了)となります。

継続方式(始期日から10年経過以後の継続契約の保険期間)をお選びください。

ご選択いただく継続方式(1年または長期)に応じて、継続契約の保険期間が決まります。

10年後からの
毎年の保険料の負担は
なるべく軽い方が
いいな

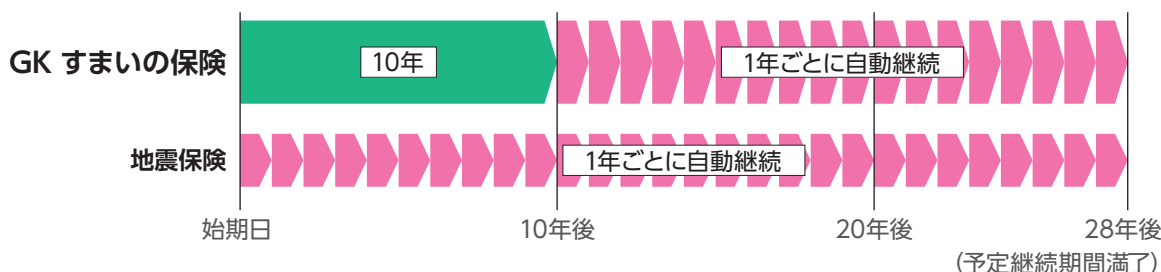


1年継続方式

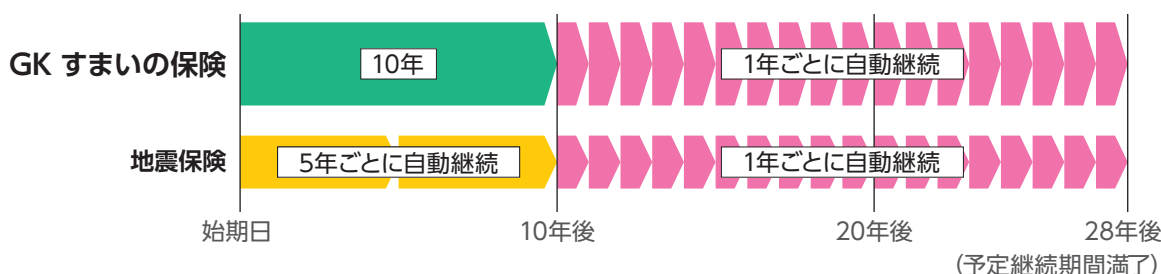
■ 始期日から10年経過以後、予定継続期間満了まで1年ごとに自動継続されます(始期日から10年経過以後の継続契約の保険期間は1年です。)

■ 地震保険をセットした場合、地震保険は始期日から10年後まで1年または5年ごとに自動継続された以後、予定継続期間満了まで1年ごとに自動継続されます(当初の地震保険が1年自動継続か5年自動継続にかかわらず、始期日から10年経過以後の継続契約の保険期間は1年です。)

例① 予定継続期間28年／当初の地震保険が1年自動継続の場合



例② 予定継続期間28年／当初の地震保険が5年自動継続の場合



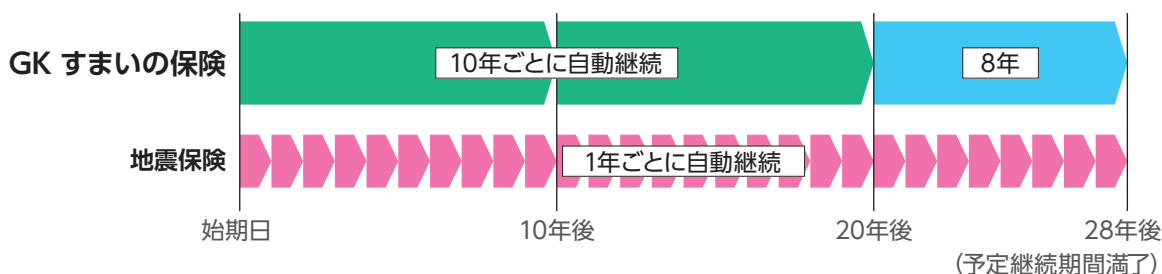
とにかく、
総支払保険料を
安くしたいので、
10年経過時にまた
長期契約にしたいわ



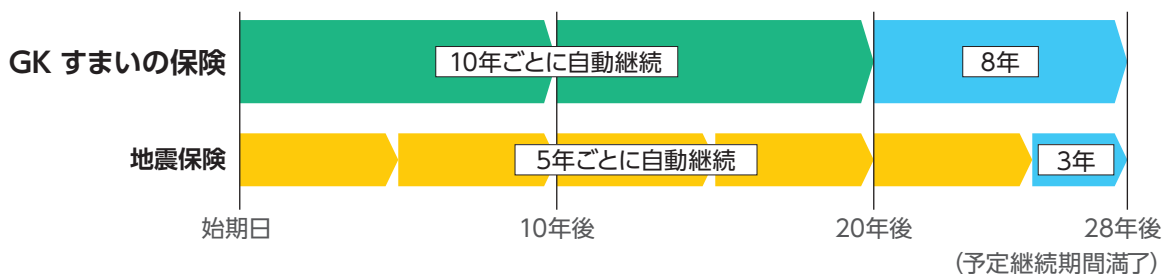
長期継続方式

- 始期日から10年経過以後、予定継続期間満了まで長期（原則10年ごと）で自動継続されます（始期日から10年経過以後の継続契約の保険期間は10年ですが、予定継続期間満了までの年数が10年未満の場合にはその年数となります。）。
- 地震保険をセットした場合、地震保険は始期日から10年後まで1年または5年ごとに自動継続された以後、予定継続期間満了まで1年または長期（原則5年ごと）で自動継続されます（始期日から10年経過以後の継続契約の保険期間は、当初の地震保険が1年自動継続の場合は1年、5年自動継続の場合は5年ですが、5年自動継続で予定継続期間満了までの年数が5年未満の場合にはその年数となります。）。

例③ 予定継続期間28年／当初の地震保険が1年自動継続の場合



例④ 予定継続期間28年／当初の地震保険が5年自動継続の場合



※ご選択いただいた継続方式（1年または長期）は、保険期間の途中で変更することができます。変更を希望される場合は代理店・扱者または当社にお申出ください。

継続契約の保険料の払込方法について

自動継続するたびに継続契約の保険料を一括して払い込んでいただきます。

自動継続時の払込方法は、初回契約の払込方法と同一（例：初回契約が口座振替の場合、自動継続時も口座振替）となります。ただし、初回契約の保険料を現金により払い込まれた場合、自動継続時の払込方法は口座振替となります。自動継続時に振替口座の登録がお済みでない場合に限り、別の払込方法（例：払込票払）をご案内いたします。

手順1

保険の対象

手順2

契約プラン

手順3

保険金額と
免責金額

手順4

地震保険

手順5

オプションの特約
自動セット特約

手順6

保険期間と
保険料の払込方法

ご契約の際に知って
おいていただきたいこと

ご契約の際に知っておいて いただきたいこと

1 ご契約時の確認事項

手順1～6でお選びいただいた事項以外でご契約に際してお客さまにご確認いただく、代表的な事項は次のとおりです。

(1) 住所・氏名をご確認ください。

保険申込書に、保険契約者の住所と氏名が正しく記載されていない場合や不十分な記載の場合、保険証券のお届けができない等の原因になります。特に番地、部屋番号等にご注意ください。

(2) 記名被保険者をご確認ください。

① 保険の対象が建物または家財の場合

保険の対象の所有者を記名被保険者としてください。保険の対象が家財の場合は、記名被保険者および記名被保険者の親族が被保険者となります。

② 日常生活賠償特約、受託物賠償特約または弁護士費用特約の場合

保険契約者、①の記名被保険者またはこれらの同居^(注1)の親族から1名を特約の記名被保険者としてお選びください。

(日常生活賠償特約、受託物賠償特約または弁護士費用特約の記名被保険者は同一になります。)

[被保険者の範囲]

a. 記名被保険者

b. 記名被保険者の配偶者

c. 記名被保険者またはその配偶者の同居^(注1)の親族

d. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

※日常生活賠償特約または受託物賠償特約の場合、以下のe.も被保険者の範囲に含まれます。

e. a.からd.までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者^(注2)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

③ 借家賠償・修理費用特約の場合

主契約の被保険者で、借用住宅を借用されている方を記名被保険者としてください。

[被保険者の範囲]

a. 記名被保険者が被保険者となります。なお、借用住宅について転貸借契約がある場合には転貸人または転借人を被保険者に含みます。

b. a.の被保険者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者^(注2)を被保険者に含みます。ただし、その責任無能力者に関する借家賠償保険金をお支払いする事故に限ります。

(注1)同居とは、同一の家屋に居住していることをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(注2)監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は、責任無能力者の親族に限ります。

2

給排水管やトイレの詰まり、玄関ドアのカギの紛失などでお困りの場合

暮らしのQQ隊まで、ご連絡ください。専門スタッフが24時間365日体制で受付し、30分程度の水まわりの応急修理および30分程度の玄関ドアのカギあけに要する作業料、出張料が無料でご利用いただけます。GK すまいの保険ブランドは、ブランドセレクトサービス「暮らしのQQ隊ブランド」がセットされます。

詳しくは「GK すまいの保険 ブランドのご案内」をご参照ください。

暮らしのQQ隊

水まわりQQサービス

カギあけQQサービス

暮らしのQQ隊は、「フルサポートプラン」、「セレクト（水災なし）プラン」限定のサービスです！

暮らしのQQ隊・無料サービスメニュー（24時間365日受付!）

●30分程度の応急修理に要する作業料、出張料は無料です

（部品代および30分程度の応急修理を超える作業料はお客さまのご負担となります。）。

水まわりQQサービス

給排水管やトイレの詰まり、故障に伴う水のおふれ等が生じた場合に、専門の業者を手配し、その業者が直接応急修理を行います。



カギあけQQサービス

玄関ドアのカギを紛失してしまった場合に専門の業者を手配し、その業者が直接カギあけを行います。



※このサービスは当社が提携するアシスタンス会社が直接自社のネットワークを活用して作業します。

※「暮らしのQQ隊」は、専用ダイヤル（無料）に事前にお電話いただくことがサービス提供の条件となります。専用ダイヤル（無料）につきましては、保険証券をご覧ください。

※サービスメニューの詳細につきましては、ナビゲートブックをご覧ください。ナビゲートブックは保険証券に同封されるほか、ご契約後に当社ホームページから「ご契約者さま専用ページ」に登録いただくことでもご確認できます。

※一部の地域（離島など）ではご利用できない場合があります。また、サービスの内容は予告なく変更・中止する場合があります。あらかじめご了承ください。

3 ご契約が満期を迎えるときのご案内

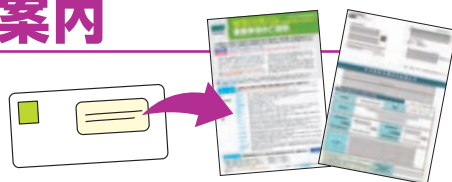
ご契約が満期を迎えるときは、当社から保険契約者の皆さまに満期のご案内をお送りします。

自動継続特約がセットされたご契約が満期を迎えるときは、保険契約者の皆さまに自動継続のご案内をお送りします。

※ご契約内容によって満期のご案内や手続きの方法などが異なります。

【「ご契約内容のお知らせ」を年1回お送りします。】

保険期間が3年以上のご契約について、「ご契約内容のお知らせ」を年1回お送りしますので、ご契約内容を毎年ご確認くださいことができます。



満期のご案内や『重要事項のご説明』をお客さまにお届けします。

4 eco保険証券とWeb約款のご案内

保険期間が5年以下の場合にご選択いただけます(GK すまいの保険 グランドは、eco保険証券・Web約款は対象外です。)

保険のできるエコ、はじめよう

eco保険証券とWeb約款をおすすめします！

「eco保険証券」と「Web約款」は、パソコンやスマートフォン等を利用して、当社ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)でご契約内容や「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご覧ください。書面の保険証券や「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」のお届けに代えて「eco保険証券」や「Web約款」を新たに「ご選択」いただいた場合、当社は地球環境保護への取組等に寄付を行います。



1 ご契約時のご選択

ご契約時のご選択	概要
eco保険証券・Web約款	書面の保険証券と「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」はお届けしませんが、代わりに「eco保険証券」のご利用方法を記載した「火災保険ご契約内容の確認方法のご案内ハガキ」(以下、専用ハガキ)をお届けします。専用ハガキに記載のご利用方法に沿って、ご契約内容をご確認ください。
Web約款	書面の「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」はお届けしませんが、書面の保険証券はお届けします。

※「eco保険証券」のみをご選択いただくことはできません。「eco保険証券」は「Web約款」と必ずセットでご選択いただけます。

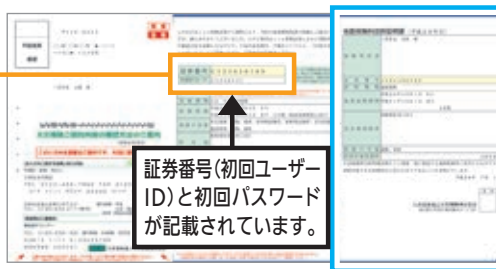
※次のご契約は「eco保険証券」をご選択いただけません。

・複数の建物や複数の建物に収容される家財を1保険証券にまとめたご契約 ・保険契約者が法人のご契約 等

2 「eco保険証券・Web約款」をご選択いただいた場合、書面の保険証券と「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」のお届けに代えて、「eco保険証券」のご利用方法をご案内した専用ハガキをお客さまにお届けします。

専用ハガキには、ご契約内容をご確認いただくための「ご契約者さま専用ページ」の利用登録に必要な証券番号(初回ユーザーID)および初回パスワードが掲載されています。

パソコンやスマートフォン等から証券番号(初回ユーザーID)および初回パスワードで「ご契約者さま専用ページ」にログインしていただくと、ご契約内容をご確認いただけます。スマートフォンをご利用のお客さまは、**スマ保**をダウンロードしていただくと、より見やすく快適にお使いいただけます。※既に「ご契約者さま専用ページ」に登録済のお客さまは、新たに登録いただく必要はありません。現在のID・パスワードをお使いいただけます。



お手続いただくと、パソコンやスマートフォン等で、いつでもどこでもご契約内容をご確認いただけます。

地震保険をセットされている場合、地震保険料控除証明書が専用ハガキにセットされます。

※このハガキではご契約内容をご確認いただけません。ご契約内容は、当社ホームページでご確認いただけます。

3 ご契約内容等をご確認ください。

「eco保険証券」や「Web約款」をご選択いただいた場合には、パソコンやスマートフォン等を利用して、当社ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)でご契約内容や約款をご確認いただけます。



パソコン(ご自宅のプリンターで印刷可能です。) スマートフォン

eco保険証券のご利用にあたっては、以下をご確認ください。

サービスの休止等

- システムメンテナンスのため、毎週月曜日AM2:00～AM4:00はサービスを休止させていただきます。
- 個人情報保護のため、一定期間ご利用(ログイン)がない場合、ご利用を停止させていただきます。

満期を迎えたご契約について

- 満期を迎えたご契約も、満期日から4か月間はご利用いただけます。
- ※上記にかかわらず事故のご連絡をいただいている場合は、事故が解決するまでご利用いただけます。

手順1

保険の対象

手順2

契約プラン

手順3

免責金額と
保険金額と

手順4

地震保険

手順5

オプションの特約
自動セット特約

手順6

保険期間と
保険料の払込方法

ご契約の際に
おいていただきたいこと

用語のご説明 このパンフレットにおいて使われる用語についてご説明します。

用語説明		
カ行	家財	生活用動産をいい、業務 ^(注) の用にのみ供されるものを除きます。 (注)業務には、保険証券記載の建物を第三者の居住の用に供する業務およびこれに付随する業務を含みません。
	記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
	共同住宅	一つの建物が1世帯の生活単位となる戸室を2以上有し、各戸室または建物に付属して各世帯が炊事を行う設備があるものをいいます。戸室とは1世帯の生活単位として仕切られた建物の区分をいい、貸室に限らず建物の所有者または管理人等が居住している戸室もこれに含まれます。
	稿本	本などの原稿をいいます。
	再調達価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額をいいます。
サ行	残存物 取片づけ 費用	損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、取壊し費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。
	時価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。
	敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。なお、保険証券記載の建物が共同住宅である場合には、その共用部分を含み、第三者が占有する戸室を除きます。
	始期日	保険期間の初日をいいます。
	失効	この保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
	親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
	雪災	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。

用語説明		
サ行	損害	消防または避難に必要な処置によって保険の対象に発生した損害を含みます。
	建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備は含まれません。
ハ行	他の 保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なるない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
	被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
	標準評価額	建物の所在地、構造、延床面積により算出された評価額をいいます。
	保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
	保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害が発生した場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。
	保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社がお支払いすべき保険金の限度額をいいます。
	保険契約者	当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
	保険の対象	保険契約により補償される物をいいます。
	保険申込書	当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合には、これらの書類を含みます。
マ行	保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
	満期日	保険期間の末日をいいます。
	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
	免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

ご注意いただきたい事項

- 保険料は、保険金額、保険期間、建物の所在地・面積・構造・用法・建築年月、払込方法等によって決まります。詳しくは代理店・扱者または当社までお問い合わせください。実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書の保険料欄にてご確認ください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。
- このパンフレットは、すまいの火災保険「GK すまいの保険」および地震保険の概要をご説明したものです。補償内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細は、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」等をご覧ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。
- GK すまいの保険 グランドをご契約いただく場合は商品内容が異なりますので、本パンフレットとあわせて「**GK すまいの保険 グランドのご案内**」をご参照ください。
- 保険契約者と記名被保険者が異なる場合には、保険申込書に記名被保険者氏名を明記いただくとともに、このパンフレットに記載の事項につき、記名被保険者の方にも必ずお伝えください。
- ご契約にあたっては、「重要事項のご説明」を必ずご確認ください。

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

当社へのご相談・苦情がある場合

下記にご連絡ください。

三井住友海上お客さまデスク **0120-632-277**(無料)

受付時間 平日9:00～19:00 土日・祝日9:00～17:00
※年末年始は休業させていただきます。

事故が起きた場合

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

三井住友海上事故受付センター **0120-258-189**(無料)

指定紛争解決機関

当社との間で問題を解決できない場合

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)] **0570-022-808**

・受付時間 平日9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます。)

・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。

・おかけ間違いにご注意ください。

・詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

三井住友海上火災保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル
(お客さまデスク)0120-632-277(無料) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館
電話受付時間 平日9:00～19:00 土日・祝日9:00～17:00(年末年始は休業させていただきます)
<https://www.ms-ins.com>

● ご相談・お申込先